

第七十二回国 参議院 法務委員会 會議録 第四号

昭和四十九年二月十四日(木曜日)
午前十時二十五分開会

委員の異動

二月十四日

小枝 一雄君

補欠選任
中村 登美君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

原田 立君

委員

後藤 義隆君
堀辺 四郎君
佐々木静子君

委員

中村 登美君
山本茂一郎君
吉武 恵市君
中村 英男君
藤田 進君
春日 正一君

國務大臣

法務大臣

中村 梅吉君

政府委員

法務大臣官房長
法務省民事局長

香川 保一君
川島 一郎君

事務局側

常任委員会専門員

二見 次夫君

説明員

大蔵大臣官房審議官
大蔵省主税局総務課長
大蔵省主税局税制第一課長

田中啓二郎君
渡辺 喜一君
伊豫田敏雄君

大蔵省証券局企 小幡 俊介君
業財務課長
大蔵省銀行局銀 清水 汪君
行課長

本日の会議に付した案件

○商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案(第七十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず委員の異動について報告をいたします。本日、小枝一雄君が委員を辞任され、その補欠として中村登美君が選任されました。

○委員長(原田立君) 商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

前回の引き続きこれより質疑に入ります。

○佐々木静子君 前回は監査制度の問題についてお尋ねさせていただきましたので、そのあと引き続きまして、きょうは企業会計原則と商法の調整の問題から、あと若干質問させていただきます。

この今回の改正によって株式会社法の会計監査を会計監査人が行なうことによって商法監査と証券取引法監査の一元化が行なわれるということに

なっておりますが、この計算書類規則と、それから財務諸表規則の調整ということが必要となつて、この企業会計原則の修正というものが生まれてきているわけですが、実は先日、これはこの商法というものが非常に反動的な改悪の法案であるという反対運動の方々から、この企業会計原則の修正ということが利益を隠して便乗値上げをするものであるということ、たいへん見のがすことのできない問題をたくさん含んでいるという御指摘を受けているわけでございます。そういうわけで、この企業会計原則の修正ということに関連して若干お尋ねしたいと思うわけでございます。

まず、この企業会計原則の修正案というのが、この商法の改正ができた場合に、これは案ではなく企業会計原則が修正されるのか、案がそのまま修正されたことになるのかどうか、それをまずお伺いしたいと思います。

○説明員(田中啓二郎君) 商法が成立しました曉には、現在企業会計原則修正案として企業会計審議会の四十四年の十二月報告のあるものについて所要の見直しをした上に修正案として確定してまいるということになります。

○佐々木静子君 この企業会計原則の修正という問題に關しまして、この継続性の原則というものが、今度の商法改正でそのまま企業会計原則というものが導入されるとすれば継続性の原則というものは否定されるのではないかと考えて方がかなりございまして、それが結局大資本の逆粉飾、まあ場合によつて粉飾に合法的に利用されるおそれがあるということが非常に国民の間で警戒されているわけですが、この継続性の原則というものが肯定されるのか否定されるのか、それについて法務省ではどのようにお考えでございますか。

○政府委員(川島一郎君) 継続性の原則についてお尋ねでございますが、商法におきましては計算に関する規定を若干置いておりますが、特に継続性の原則についての規定というものは設けておりません。ただ、会計の処理の基準といたしまして継続性の原則というものが一般に認められておるといふことから考えますと、商法に直接規定はございませんけれども、それによって会計処理を行なうというところは適当なことである、このように考えております。

○佐々木静子君 これ、継続性の原則は肯定されたという考え方を否定されたという考え方があつたわけですが、そうすると、民事局長の御答弁では、継続性の原則というものはなお肯定されているんだというふうに承つていいわけですか。

○政府委員(川島一郎君) 私は、いま商法の立場でお答えを申し上げておるわけでございますが、商法自体には継続性の原則というものを規定した条文はないわけでございます。ただ、会計の処理につきましては、一般の会計の実務によるわけでございまして、特に今回の商法改正におきましては、第三十二条に「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と、こういう規定を設けることにいたしました。で、この「公正ナル会計慣行」という中に継続性の原則というものがあつたと思われまして、それに従つて会計の処理が行なわれるということ、これは商法上も望ましいことであると、このように考えておるわけでございます。

○佐々木静子君 それでは大蔵省に伺いたいんですが、企業会計原則の修正案において継続性の原則というものは保証されているのかどうか、その点について伺いたいんですが、

○説明員(田中啓二郎君) 私どもはいたしましては、継続性の原則に対する態度は変わっておりません。ここで、従来の企業会計原則におきまして

も「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」ということが書いてございまして、修正案においても同じことが書いてございまして、ただ、従来「正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。」という字句がございまして、今度はそれがなくなつてついでに種々の御疑問を抱かれておられる向きが多いようございまして、これは、商法は強行法規でございまして、しかも、今回商法三十二条一項でしんじく規定が入りまして、したがつて、この企業会計原則がしんじく規定の具体的な内容となるわけでございます。そういったしますと、場合によつては企業会計原則違反について違法性の問題が生じてくるわけでございます。その場合に、企業会計で正当であるとか正当でないとかいうことは、いたすに論争を招くおそれがございますので、そのような商法が強行法規であるという面からこの字句を削つたのでありまして、私もいたしましては、継続性の原則は依然、当然のことながら堅持すると、みだりにこれを変更してはならないというたてまえは続けていく所存でございます。

○佐々木静子君 これ、いまの御説明伺ひまして、若干わかつたようなわからないような感じですが、けれども、おっしゃるとおり企業会計原則修正案の五で、この「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」という本則だけが規定されて、いまおっしゃつたような「正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。」という規定がなくなつてゐるというの、これが非常に問題を呼ぶ原因になつてゐると思ふわけなんですけれども、これは実は法務省のほうの方に伺つと、これは大蔵省のほうの御要望のほうに聞いておつたんですが、大蔵省の方に伺つと、法務省の御要望のほうに伺つて、何だか私のほうでは「正当な理由」というものを削除した意味という

ものも一つはつきりしないわけなんですけれども、これほど、この「正当な理由」というものがなくなつたというところで、一般の国民に非常にかたうこととで心配を抱かせてゐる、そのあたりですね、この正当な理由についての規定を、これ挿入される、もとよりされるようなお考えは、大蔵省並びに法務省でございせんですか。

○説明員(田中啓二郎君) 従来会計士の側からは、「正当」云々ということ、会計士として種々の原則上妥当ないし適正と考えられていたものをさうに表現してきたわけで、しかし商法がございまして、「正当」ということは、非常に、違法であるか違法でないかという内容を持ちますので、それは会計士の従来の適正ないし妥当の判断とは違ひますので、そういう意味で、その字句は削られておりますが、しかし会計士としましては、従来の適正ないし妥当の判断に立ちまゐりて事務を処理していくわけでございます。そうして修正案の注釈のところにも、「いったん採用した会計処理の原則又は手続について重要な変更が行なわれた場合には、変更が行なわれた旨及びその変更が財務諸表に与へる影響額を当該財務諸表に注記しなければならない。」ということが書いてございまして、したがつて、主要な変更でありますれば、それが従来の妥当と思はれるものでも、妥当でないと思はれるものでも、当然意見としてその事項を示して表明するのが適当ではないかと、かように考えております。

○佐々木静子君 いまは、その「正当な理由」というのを加えるようなお考えがあるかないかというのを伺つてゐるわけですが、何か御答弁がございまして、思ひます。

○説明員(田中啓二郎君) その点は、先ほども申し上げましたように、この企業会計原則がしんじく規定の具体的な内容になりますし、違法性の問題が起りますので、その面での字句はやはり削除したままにせざるを得ないと考えます。

○佐々木静子君 法務省のほうはいかがでござい

ましようか。これ、実は法務省の民事局の上田参事官がお書きになつてゐる本に、「この継続性の原則に關し、なお、敷衍すると、経理操作を行なう目的で評價の方法を変更しても、好ましいことではないが、商法上は、違法とはならないと思ふ。その動機が違法であつたとしても、評價の方法の変更等自体を違法ならしめるものではない」といふうな御表現で、否定説の立場をとつておられるような御見解が出てゐるわけでございますけれども、こゝあたりをちよつと拝見して見ますと、継続性の原則というものが非常にあやふやな、これじややばり困るのではないかと、この企業会計原則の修正を導入することによつて、企業会計原則が修正されることによつて、これが商法に取り入れられるとすれば、やはりこれはいろいろあふない問題が起つてくるのではないかと懸念されるのが根柢のないことではないかと思ふ。その御見解をお聞かせいただきたいわけですが、民事局長としての御見解をお聞かせいただきたいわけですが、

○政府委員(川島一郎君) ただいま御指摘になりましたような見解、まあ私はあまり会計の面詳しくなかつたのでございまして、今回商法の改正につきまして、いろいろ勉強いたしましたところによりまして、継続性の原則というものは非常に重要な原則であるということを知りましたので、従来商法には継続性の原則というものは書いてございせん。したがつて、商法の分野から見ますと、継続性云々というものは問題にならなかつたという見方もできようかと思ひますけれども、しかしながら、今回の改正案におきましては、先ほども申し上げましたように、三十二条に「公正ナル会計慣行ヲ斟酌」せよと、こゝういふ趣旨の規定が設けられたわけでございます。

ところで、先ほど来御議論になつておられます企業会計原則でございまして、これはもとと昭和二十四年に、まあ當時は経済安定本部の中に設けられておりました企業会計基準審議会というものが作成いたしましたもので、その前文には、「企業会計

の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものである」ということがうたつてございまして、このように企業会計原則というものが、公正妥当と認められる会計の慣行、これを具体化したものであるということになりますと、この商法でいつております「公正ナル会計慣行」というものと一致するものがその内容になつておるといふことが言えようかと思ひます。もちろん会計慣行といふものは変化するのでございまして、企業会計原則自体も逐次修正されておるといふふうに伺つておりますが、現在の企業会計原則、これは大蔵省で御所管になつておられます企業会計審議会が定められるものでございまして、そのきめられ方につきましては所管外のことでございますので、私から申し上げられませんが、しかし、その内容がやはり「公正ナル会計慣行」といふものを反映してゐるといふふうにいたしますと、その企業会計原則で継続性の原則を守らなければならぬといふことがはつきりいたしております以上、商法の解釈といたしまして、この三十二条のしんじく規定を通じて、継続性の原則を守らなければならない、こゝういふことが出てまゐると思ひます。ことに、継続性の原則を守らな

いために不当な経理が行なわれるというようなことになりまして、これは商法上も非常に問題がございまして、そういう意味におきまして、継続性の原則というものは守らなければならぬといふことが今回の商法の改正によつてさらにはつきりするのでないかと、このように考えておるわけでございます。

○佐々木静子君 実は、これは証取監査について分だと思ひますけれども、この監査意見の内容、四十七年三ヶ月決算の大蔵省所管会社六百四十七社についての、この限定意見のついたものについて、限定意見がついたのが二百九十一件という資料をいただいておりますのでございましてけれども、二百九十一件のうち継続性の変更の問題で限定意見がついたのが二百七十七件というふうに

すね 肝心の中身が私ともから全然目の届かない

力は別といたしまして 継続性の原則が必要であ

についても一度御所信を伺いたいんですけれど

が、いま法務省並びに大蔵省に伺いますと、企業

会計原則のうち一番国民が心配しておられるところの継続性の原則をこれは否定するつもりは毛頭ないので、これは継続性の原則というものはあくまで確立していきなさいというお話でございまして、継続性の原則は確立されているとすると、これは大企業が利益を隠す、あるいは利益が少ないときに利益が多かったように会計操作をするというような問題がかなり避けられるんじゃないかということ、もしそれが継続性の原則というものが確立されているとすれば国民も安心できると思うわけなんです、これが商法の規定の中にならなくておられないわけですから、むしろ形の上で継続性の原則は後退したということではない心配されているわけなんです。そういうふうな事柄についていま大蔵省と法務省から御答弁伺っておりますと、後退しているところじゃなくて、きっちり確立しているんだとおっしゃっているわけなんです、ただ法文上の根拠がないわけなんです。そこらあたりについて非常にこれは国民が関心を持っている事柄でございまして、大蔵省あるいは法務省が痛くない腹を探れないようにしようと思えば、これは法文上の根拠というものをやはりつくる必要があるんじゃないかと思うわけで、先ほど米局長に御所見を伺っているわけですが、今後取り組んでいただけるかどうか、そのことを、お越しになって聞かしてたいへんに恐縮ですが、けれども、御所見を伺いたいと思うわけです。

○国務大臣(中村梅吉君) いま両方の事務当局が御質疑に対してお答えをしておりますと、われわれもいたしましてこれからは前向きに、いまお話しのとおり経理の隠しとかあるいは繰り延べとかというような操作ができるだけできないようにすることが経理会計関係を明朗にする基本だと思っておりますから、そういう点について十分留意してまいりたいと思っております。

○佐々木静子君 大臣からいい御答弁いただきましたので安心いたしました、立法上の措置ですね、そういう事柄についても今後大臣は前向きの

姿勢でお取り組みいただけるでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御承知のとおり法務省では法制審議会という制度がありまして、いろいろな立法をする場合にはいつもそこに諮問をいたしまして専門家の人たちに十分議論を練っていただいておりますから、当局だけでかたくなにするというわけにまいりませんが、法制審議会も十分今後協議をいたしまして万全を期してまいりたいと、かように思っております。

○佐々木静子君 ぜひそのように実現していただきたいと思っております。

それでは次に、やはり企業会計原則の修正に關連いたしまして、これまた国民が一番関心を持っておりますところの引き当て金の問題について伺いたいと思っております。

その前に、銀行局の方お越しでございませうか。——実は、これはこの問題そのものではないかも知れないのでございませうけれども、銀行といふものがいわゆる大企業でありながら証取監査の適用も受けておられない、特別の扱いを受けておられるわけですが、今度商法が改正されるとすれば、これは当然会計監査の適用を受ける対象になると思われるわけですが、この銀行の引き当て金というふうなものが私も非常に納得のいかないところがあるわけですが、これはちよつと資料としてお持ちいただいておりますか。できましたら四十七年度上期でも下期でもけつこうでございませうが、全国の都市銀行からの貸し出し額の総額というものがおわかりでございませうか。

○説明員(清水注君) お尋ねの都市銀行の貸し出し額といたしましては、昨年の九月決算期の、九月末の貸し出しというものは三十九兆八千五百四十五億円という数字でございませう。

○佐々木静子君 これは写し一部ありましたら、一部ちよつといただかせませんか。——都市銀行の貸し出しがこれはどういう単位になるの

ですか、三十九兆八千五百四十五億円で、そしてこれは現実にですね、現実にというよりも、銀行の貸し出し引き当て金というものがですね、いまの税法ではどのようになっているか、ちよつと御説明いただきたいわけですが。

○説明員(清水注君) 現在、法人税の規定におきましては、銀行の、金融機関の貸し出し引き当て金の繰り入れ限度率は、期末貸し出し金残高の千分の十二というふうに規定されております。しかしながら、金融機関につきましては統一経理基準というものを銀行局長通達によりまして定めてございませう。で、金融機関の場合には、実際にはその統一経理基準によりまして、現在で申しますれば千分の十五を積み立て限度額ということに定めてございませう。

○佐々木静子君 そうすると、この三十九兆八千五百四十五億円のうちの千分の十五という金額、幾らになりますか、銀行の方計算が早いでしょうからおっしゃっていただきたいと思っております。

○説明員(清水注君) ちよつと補足的に御説明を申し上げたいと思っておりますが、ただいま申し上げました法人税の規定の千分の十二という積み立て限度率は、一昨年の三上期までは千分の十五でございまして、で、約二年前にそれが千分の十二に引き下げられたわけですが、当時の経理基準によりまして、千分の十五を積み立て限度率は千分の十八ということにございまして、したがって、私どものほうにいたしましては、銀行局長通達を改正いたしまして、一昨年の三上期から以降三年六期——銀行の事業年度は半年でございまして、三年六期の間に千分の十五に向かって段階的に調整をしていくという措置を講じておりまして、現在約一年たつたところでございまして、あと、ことしの三上期及び九上期というふうになつた二期その過渡期間があるわけにございまして、したがって、現在のところはなおおむね千分の十六ぐらいの段階まで積み立て限度率が下がってきておる、そういうふうな申し上げられると思つて、現在、四十八年の、昨年の九上期で貸

し倒れ引き当て金として積み立てておりますものは、お手元にあげました数字にもございませうに、都市銀行の場合には七千八百七億という数字でございませう。

○佐々木静子君 いまの話ですと、七千八百七億円というものが引き当て金として積み立てられているというところは、結局利益の中からそれが除かれて、経理上は利益には出てこないで損金として勘定されているわけなんですか。

○説明員(清水注君) 結論として申しますれば、この貸し倒れ引き当て金は洗いがえ方式でございませうが、経理の上では毎期洗いがえいたしました上で、繰り入れの場合には経理上の損金科目で損益計算をいたしておられるわけですが、その基本は法人税法のほうの貸し倒れ引き当て金の考え方に基づいているということは申し上げられるかと思つて。

○佐々木静子君 法人税法の根拠があるとかないとかの問題じゃなくて、現実に私、銀行業務のこと詳しくございませうけれども、銀行でお金を貸す場合には必ず担保を取っておる、そういうことから、千分の十五とか十六とかいう貸し倒れ引き当て金というものが自体がすでに現実離れしているんじゃないか。現実に銀行も担保を取っておつても、貸し倒れになることも多少あるとは思いますが、貸し倒れというものはどのぐらいになるんですか、都市銀行の総額は。

○説明員(清水注君) ただいまお手もとにお届けいたしました資料に数字が書いてございませうけれども、この貸し倒れの償却と申しますか、要するに貸し金の償却額の推移を見ますと、金融情勢とかあるいはさらにその基礎になります経済一般の情勢の推移に応じて、かなりのフレが出てくるというのが実態であらうかと思つて、最近の数字はそこをございませうに、やや多い年で七十九億円というふうな償却額がございませう。四十七年度はわずか二十億程度でございませう、いままでには非常に低い数字でございませうが、

ごく最近のところでその原因を考えてみますと、一つは非常な金融緩和の情勢が過去御承知のように二年ほど続いております。そういう中ではやはり貸し倒れの償却というような事態がきわめて少なくないというようなことが言えるかと思ひますが、ただ、ただいまお話ししたきわめて現実離れではないかという点でございしますが、一つの御指摘をいたしましてはそういうふうに見ることもできようかと思ひます。しかしながら、最初に申しましたように、やはりかなりの経済変動というものが短期ではなくて長期的にもあり得るという事態に備えて、やはり一般の国民から広く預金を集めて営業しているという、そういう金融機関の特殊性に照らしてみまして、これはいかなる事態に対しても万全の備えをしておくことが望ましいというふうに従来考えられてきたわけでございまして、そういう観点からこの貸し倒れ引き当て金の問題につきましても、処理をしていくということとは申し上げられるかと思ひます。

○佐々木静子君 これはね、いまはからずおっしゃったように、昭和四十七年のこの都市銀行の現実に起こっているところの貸し出し金の償却額というものがわずかに二十億円でございまして、少ないからといって文句を言うわけではないですけれども、ところが、その四十八年度の貸し倒れ引き当て金というものがこの何倍になりますか、三百倍ですね。三百倍というものが引き当て金として実際はもつたっているものの中から損金として経理上は利益が隠されている。結局それだけ銀行がもつたっているのに、その実際に要するところの貸し倒れ金の何と三百倍というお金を、これは合法的に税法という隠れみのの中に入れて利益を隠している。まあいろいろと理屈はおつけになりませうけれども、私ども、だれが見ても三百倍もの利益を隠すというようなことは、これはけしからぬじやないかというの、これはやはりおそろしく国民はだれもそう思うと思ひますよ。まあいろいろと理由をつけて、経済変動のときに預金者の保護とか何とかおっしゃるけれども、これは全く銀行がもつた金を隠しているの一語に尽きるんじゃないかと思ひますけれども、そういう点について、しかも証取監査すら受けておられない。そこら辺のところは、これは監査を受けたところで、税法上の規定があるんであればこれは合法化されて、監査上もこれは全部オーケーで通るんだとおっしゃるだろうと思ひますけれども、このようなこれは企業会計原則の問題というよりも、いまの法人税法、あるいはこの銀行を含めての税法の問題だと、法人税の問題だと思ひますけれども、これはあまりにも大企業擁護、企業のもつたことをいままの税法がいかに加担しているかということをはつきりと物語っていると思ひますが、大臣はその点どうお思ひになりますか。二十億の貸し倒れ金が四十七年度に都市銀行の全部の合計で出ている。それに対して、その翌年の四十八年度のこの貸し倒れ引き当て金が、三百倍の七千八百七十億というものが引き当て金としてこれだけの利益が損金のほうに回されて利益が隠されている。そういうふうなままに不当な法人税法というものがございまして、つまりその隠れみのの中に大企業はそれのもつた過ぎる一生懸命に隠しておる。これたいへんな問題だと思ひますけれども、そのあたりこれは大蔵省の所管かも知れませんが、今度のは商法上の会計監査の問題なども起こってくるようなわけでございまして、大臣はこれは直接御担当じやないかしりませんが、その問題について率直な御意見を、これでいいと思ひになるか、これはやっぱり問題だと思ひになるか、そこら辺をちよつと端的におっしゃつていただきたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も銀行のことがよくわかりませうけれども、銀行というものは預金者保護というものが第一に考えられなければならぬ。どんな世の中に経済変動が来ても、預金者だけは完全に保護されているというところでなければ大衆の擁護はできないと思ひますが、そういう意味からおそろしく制度ができておると思ひます。まあ、従来も一七％であつたのが一五％になり、あるいは基準が一五％が一二％になりしておるようでございますが、これは将来長い目で見ていつて経済変動が常にあるから、まあいろいろ経済変動に基づいて銀行がしわなきやならないものも出てくると思ひますが、そういうものを長い目で見ていつて、これはもつと下げてよろしいというめどがつけば、おそろしく大蔵当局としてはまた考え直して率を引き下げていくというふうなことが可能だと思ひますが、現段階ではそれが適当か適当でないか、どうも私には明言いたしかねるようなわけでございまして。

○佐々木静子君 それから重ねて銀行のほうに伺いますけれども、いま貸し倒れ引き当て金のこと、申し上げましたが、やはり同じく引き当て金の中に退職給与引き当て金というのがございましてね。この銀行の引き当て金では、銀行では退職給与引き当て金というものをどのような範囲で認めたいらっしゃるか、まずお答えいただきたいわけですね。

○説明員(清水注君) ちよつとお答え申し上げます前に二点だけ先ほどのことにつきまして補足させていただきます。ただ先ほどのことですが、都市銀行の貸し倒れ引き当て金の積み立て金額が七千億円と数字を先ほど御説明いたしましたけれども、税法との関係におきましては、先ほどちよつと申し上げましたが、税法で損金で認められておりますものは千分の十二というものが現在の限度でございまして。私どもはそれに加へまして、銀行経理のあり方の問題という観点から、ただいま申しましたように、現在で言へば千分の十五といふことを基本にして、いまはしかし経過期間中でありまして、それよりやや高いところに積み立て金が行なわれている。その上回っている分は、もちろんこれは有税と申しますか、税の計算の上では損金には認められていない部分でございまして。したがいまして、全体の約十六分の十二は損金である、四分の三は損金である、四分の一は損金ではない、この三が実態でございまして。それから、ただいま大臣からお話がございま

した点に関連いたしますけれども、この千分の十二という法人税の扱いにつきまして、四十九年度の改正の中ではこれをさらに引き下げるということもすでに予定されているということを御報告申し上げておきたいと思ひます。

それから、ただいまの御質問でございしますが、退職給与引き当て金につきましては、やはり統一経理基準の中におきまして、これは事業年度末におきます退職給与を支給しなければならぬ人員につきまして支給をしなければならぬ金額をその時点で計算しましたらば総額と申しますか、そういう金額を積みむように、引き当てようというのを経理基準で規定しておるわけでございまして。

○佐々木静子君 その経理基準の内容ですね、結局、この退職する人が受け取るべき退職金というものは、これは現在銀行にためている全員が退職した場合に受け取るべき退職金を引き当て金として積み立てているわけですね。それに相違ないですね。

○説明員(清水注君) 退職給与規程というのが各銀行にあるわけでございまして。……

○佐々木静子君 結論でけつこうです。

○説明員(清水注君) 結論をいたしましては、規程に基づいて計算しておるわけであります。

○佐々木静子君 私は、銀行の税法というのはこれはどういふ過程でどうできたというところについては私詳しく調べておりませんけれども、これはべらぼうな引き当て金じやないかと思ひますね。現に、全国の都市銀行の人が一つの期末、六カ月ですね、その間に全員が退職するんというやうなことは普通考えられないんじゃないですか、常識で考えたつて、これは銀行にとつていては退職金を保証する意味だとかなんとか取りつづろつたこともおつしやるだろうとは思ひますけれども、そういう常識で考えられないやうなことで、すね、全員が退職した場合に、退職金が幾ら要るか、そういうことを引き当て金として全部利益からはずして、利益の中からはずして隠してしま

というふうな——私は税法はあまり専門じゃないので詳しくはわかりませんが、率直な国民感情として、銀行のこれは法律のワクの中ではあると思うかもしれませんが、非常に一般の国民の常識から考えるとかけ離れた経理の処理じゃないか。私はそう思うんですけれども、あなたに伺っても、あなたは、いやそうじゃないとときとおっしゃると思いますが、これは国民のだれが見ても銀行が利益をいかに合法的に隠しているか、これは何だかんだ理屈をつけたって、すなおに国民感情としてこれは納得できないんじゃないかというふうに思うわけです。

これは銀行のことだけいま申し上げたので、あるいはさっきの大臣の御答弁にもあったように、銀行は多くの国民のお金を預かっているという公共的な性格が強いからこのように保証しているんだというふうにあるいは解釈もできるかも知れないと思うのですけれども、たとえば、これは銀行だけじゃない。きのうの朝日新聞を見ても、これはいま問題の、つくられた石油危機によって石油業界が非常にうけた。この決算の第一号、東亜燃料工業がこの十二月に四十八年の十二月期の決算を発表しておりますけれども、この中で三五〇石油危機といわれながら東燃が三五〇の大幅な利益を得た。そして、その中で特別損益の項目で、前期わずかに二千九百万円だった特別損失を今度は十二億五千万円計上した。そして、その内訳は、価格変動準備金の繰り入れ三億六千九百万円、これ、前期は六百万円だけしか計上してないものを三億六千九百万円計上し、貸し倒れ金の繰り入れは、前期はゼロであったのに今度は二億四千百万円を計上している。海外投資等損失準備金の繰り入れは、前期はわずか三千万円であったのを今度は一億三億円に増額している。まあこういうふうなことで、いま、この新聞にも書いてございしますが、国際石油資本の系列の中にがつちりと組み込まれているために貸し倒れなどというものが現実には起こりつけないにもかかわらず、このいま申し上げたような二億四千百万

万円というものを計上し、しかもこれ前期は貸し倒れ引き当て金はゼロであったのに、今度はそれだけのものを計上した。この一つを見て、いかにもうけている企業が、このいろいろな準備金とか引き当て金というふうな名目でいかに利益を隠しているかということがはつきりしていると思うわけなんです。

それから、これは異常危険準備金というふうなもの、これは四十八年度、国税で百九十六億円、地方税で二百一十五億円というものが、これが実際のところ、これは大蔵省の御三家といわれるところの損害保険会社十三社にそのような扱いをしておられる。

また、これは関西電力の四十六年九月の決算を見ますと、純利益は百十億円であるのに対して、引き当て金あるいは準備金名目の積み立て金というものが百億円にのぼっている、そういうふうなことで、すなわち、そういうことで、非常な税金の——法人はもうけたものを隠して、事実上税法という隠れみのの中で大きな、われわれ国民から見ると気が遠くなるような大きなお金の脱税を行なっており、しかもその隠れみになっているのが、失礼ながら大蔵省である。私も先ほどからの御答弁を伺って、そう思わざるを得ないわけなんです。これ、主税局の方もお越しのようでございますが、その点についてどういうふうな、まあ、いま大企業がもうけ過ぎている、この利益金を国民に還元しようじゃないかというふうな立法を社会党などがいま中心になつていろいろ考えているような時代に、こういうふうな大企業のもうけを隠すことの法律が、いま税法が存在し、またその税法があるから法律の範囲内ならばこれは合法なんだというふうな考え方をもし主税局がいつまでも堅持されるならば、これは国民としては黙っておれないと思うんです。その点について主税局のお意見を伺いたいわけです。

それそれ法人税法あるいは租税特別措置法上規定されておりますけれども、基本的に商法ないしは企業会計原則の關係におきましては、われわれのほうはその税法特有の目的から、ある一定の限度を画しておるといふのが税のたてまえでございまして、その範囲内において企業会計原則あるいは商法にのっとって経理していただきたい。で、経理される場合に、税法がその経理の自由を束縛するようないふことのないよう、各種の規定を設けておる。たとえば租税特別措置法上の準備金につきましても、これを利益または剰余金の処分で行なうことすら認めている状況でございまして、本税法上の引き当て金につきましては、これは本来損金とみなすべきもの、あるいは評価性引き当て金あるいは負債性引き当て金に分類されるもの、あるいは、そういうふうな考えられるものを認めるという趣旨から、法人税法上はやはり損金として計上していただく、その場合にはこれを税は損金として税を計算するということだてまえになつております。したがって、ただいま先生のおっしゃいましたように、税が、事実上は税法がそこにあるがために、そこに入りやすいという問題は確かにございまして、私も思いますけれども、税がそこにあるから自動的にそこに商法違反をして、あるいは企業会計原則に反してもぐり込んでくることというところは税といたしましては考えておらないわけでございまして、したがって、先生から、もしおしかりを受けるとすれば、租税特別措置法の規定が甘きに失するのではないかと、あるいは法人税法上の貸し倒れ引き当て金等の限度額が甘きに失して規定されているのではないかと、御叱責かと考えておりますが、この点につきましては毎年、常時見直しを心がけておりまして、今回につきましても、ただいま銀行課長が申し上げましたように、一二〇から一〇〇%に貸し倒れ引き当て金の率をカットすること実は考えておる、こういうふうな状況でございまして、異常危険準備金についてもカットをいたしました。売買損失準備金につきましてもカットいたしてございまして、常時見直しをして

しておりますというところを申し上げさせていただきます。○佐々木静子君 主税局のほうから、租税特別措置法あるいは法人に関する税法の甘きに失する点がないように常時監督しているというお話があったわけですが、私は商法の改正問題に關しまして、なぜこのことをお伺いするかといいますと、今度の改正の中には入っておりますけれども、商法の規定の中に引き当て金ということがはつきりとうたわれておりますので、この引き当て金の問題は、今度の改正事項の中に入っていないにしても、やはり商法を審議する上に大いに検討しなければならぬんじゃないか。そして、これがいまおっしゃいました会計監査との關係というものが大いにあると思ふんです。いま甘きに失するかもしれない、そのようになつてはならないということ、いろいろと行政上配慮をしていられつとやうなお話でございしましたが、たとえばこれは銀行の例は普通の民間会社とちよつと特殊な会社なので必ずしも適切でないかもしれませんが、いまの例でございますと、二十億の貸し倒れ金の償却額しかないのに、その三百倍の引き当て金というものが計上されている。そういう場合には、これは銀行に對するいまの銀行局長の通達からいって、その範囲内であるから合法かも知れないんですが、これに對して今後商法上の会計監査が行なわれた場合に、これは不当な引き当て金ではないかというところを会計監査上指摘することができるといふことが、まずそのことを伺いたいわけなんです。これは大蔵省になるわけですか……○説明員(田中啓三郎君) お答え申し上げます。銀行等、監督官庁が——ある業種に属します会社の財務諸表の作成方法等につきましては、現在財務諸表規則によりまして当該官庁が定める法令等によることとされておまして、公認会計士監査もこれに準拠して実施されております。御指摘の金融機関に對する監査につきましては、その具体的な取り扱いは今後所要の検討の上、定めていくこととなりますが、ある業種、たとえば銀行に

つきまして、その主務所管官庁がその業種の状況に即応した基準を定めている場合におきまして、その内容が合理的であると考へられます場合には、会計監査におきましてもそれが基準となつてゐることは合理性があるというふうにはやはり解するのではないかと考へます。

○佐々木静子君 もしそのようにその税法なりその他の規定に会計監査というものが拘束されるとすれば、これは私全く、まあ全然意味がないと言わなければいけません、やはりこのいまの税法なり租税特別措置法というふうなものが大企業の利益を隠すことの隠れみよになつてゐることは、いまの私がちよつと例をあげただけでも、これ、だれが聞いてもはつきりしてゐると思ふんですが、そのワケに縛られての会計監査しかできないんだというところであるとすれば、これは企業会計原則を導入して会計監査を行なうということになつたところで、これは全く大資本擁護の税法なりそれに關連する法律の範囲内のことしかできないとなれば、これは正直に言つて公認会計士なり監査法人が良識に従つて監査をすることができないんじゃないか、私はそう思ふわけなんです。この法律の範囲内であつても、これはいかにも不当だと思ふ場合はこれがチェックできないければ、これは何にも意味ないんじゃないか、そのように思ふんですけれどもね、これは法務省はどう考へてますか。

○政府委員(川島一郎君) 純粹に理論的に申し上げますと、商法のたてまえは商法のたてまえ、税法のたてまえは税法のたてまえとそれぞれ別個のたてまえがあるわけでございます。したがいまし、商法上妥当であるかといふ点は、税法にかかわりなく商法の目的に照らして判断すべきものである、こういうことにならうと思ひます。したがいまし、まあ税法上の先ほどの例に出されました限度というものが参考になる場合はあろうかと思ひますけれども、しかし判断においてはあくまで独立したものがあるというふうには思ふわけでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、商法の引き当て金というのは、目的に沿う範囲内、合目的の範囲内で認められると。しかも、それは個々の企業が決算を行なうときに、その具体的な状況に応じて判断をするということが一つあるわけでございます。それからさらに商法の場合には、その引き当て金といふものは、これを設けてもよし、設けなくてもよい任意なものでございます。したがつて、監査の關係におきましては合理的かどうかといふことが問題になるわけでございますが、これをさらに株主總會に提出いたしまして、その決算の承認を求める場合におきましては、株主總會は、これを、引き当て金を計上しない利益のほうにあげろといふこともできるわけでありまして、その辺は商法のたてまえといつたしましては、あくまで会社のまあ最終的には株主總會で決定をするといつたてまえになつておるわけでございます。

○佐々木静子君 いまの局長のお話何ておきまして、会計監査といふものがかなりここで意義を持つてきてゐるものだということが私は確認されて、まあ安心したわけなんです。でございますけれども、そうしますと、重ねて伺ひますと、その引き当て金に限らず準備金など、これが不当だと思ふときには、これは公認会計士あるいは監査法人がこれに対して限定意見をつけることもできる、これは商法上は當然に株主の保護といふことが一番の基本になるんじゃないかと思ひますので、その観点から見ると、利益が一〇〇あるのに、これを税法のぎりぎりの範囲内まで全部落としてしまつて利益がないようにするといふことが自身が商法の精神と非常に反してゐると思ふわけなんですけれども、そういう点は商法の精神にのつとて専門的なプロフェッショナルな会計監査をする人が監査意見を出すといふことが可能なわけでございます。そうだとすると非常にこの会計監査といふものが社会的な意義を持つてくると思ふわけなんです。いかがでございますか。

○政府委員(川島一郎君) 監査があくまで商法の

立場においてなされなければならないという点は仰せとおりでございます。

それから株主の利益を第一に考へるという点でございまして、まあ商法は株主の利益と、それからもう一つ債権者の立場というものを考へなければならぬわけでございます。まあ特に極端なタコ配等を禁止してゐるというのも債権者を考へてゐるわけでございます。そういう意味におきまして、適切な運用といふことは、まあ引き当て金についても考へられるわけでございます。会社、経営者が妥協と認める引き当て金を計上するといふことは、これは商法の立場から申しまして、株主の利益配当が若干それによつて少なくなる場合がありましても経営としてはやむを得ない、こういう場合もあり得ると思ひます。

○佐々木静子君 まあそういう御意見を伺ひますと、たいへんにこれから会計監査といふものが意義あるといふことについて思ふわけですが、この引当金といふ問題になつておるわけですが、この企業経理の健全化とか明瞭化が現在たいへん問題になつておるわけですが、この準備金の経理方式として利益処分方式によるように、措置するようにこれは配慮されるお考へがあるのかないのか。私もこれはこのような準備金がいま損金経理方式と利益処分方式とについて両方が認められてゐる、これが実に企業の側において、損金に回したほうが便利なきときには損金になり、また利益に回したほうがぐあひのいいときには利益に回す、これが粉飾決算あるいは逆粉飾決算に悪用されてゐるわけでございます。これは大蔵省に伺ひたいんですが、これらは利益処分方式によるようにすべきではないか、そこら辺の措置についてどう考へておられますか。

○説明員(田中啓二郎君) ただいまの御質問は、商法改正の暁において、企業会計原則修正案が特定引き当て金に關してどのように取り扱われるかといふことかと考へますが、商法二百八十七条ノ

二の要件に適合する限りにおきましては、会計計算上特定引き当て金を計上しても違法でないことは當然でございます。しかし特定引き当て金は、評価性引き当て金でも負債性引き当て金でもないものと観念されるわけでありまして、修正案の考へ方におきましては、それを損益計算書の上で営業損益計算なり、経常損益計算なり、純損益計算の区分で表示せずに、当期の営業成績とは区分して、未処分損益計算という区分を立てまして、損益計算書で表示すると、そして一方貸借対照表の表示につきましては、商法二百八十七条ノ二で「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ要ス」と規定されておるわけで、特定引き当て金は負債の部に記載せざるを得ませんが、本来の負債との区分を明らかにするために、負債の部に特定引き当て金の部を設けて記載するといふふうに統一したわけでございます。したがいまし、私どもは商法上認められておるものは、あつちこつちに分散して表示するよりは、企業開示においては一まとめにまとめて表示すると、そうして損益計算書においては純益とは別に未処分損益計算の部に計上し、そして貸借対照表の部では、流動負債、固定負債と、またもう一つ負債の部に特定引き当て金の部を設けるということとで明瞭性をはつきりさせようといふことで対処してゐるわけでございます。

○佐々木静子君 いまいろいろ御説明いただいた、私、会計法弱いものですのですぐにびつたりとわからないのでございまして、結局そうすると、利益処分方式によるように措置をするといふ方向には進んでおるわけですか、おらないわけですか、結論だけおっしゃつていただきたいんです。あまり長々とお話しただいておつてちよつとのみ込み悪かつたんですが。

○説明員(田中啓二郎君) 会計……
○佐々木静子君 あまり長い説明けつこうです、結論おつしやつていただきたら。

○説明員(田中啓二郎君) はい、わかりましたで
います。この特定引き当て金は任意引き当て
金でございますから、それで、企業がそちらの任
意引き当て金として特定引き当て金をなにする場
合にはさつき御説明したとおりで、しかし、企業
が利益処分方式によるという場合には、それは当
然貸借対照表の資本の部に任意積み立て金とし
て記載されるということになるわけでございま
す。

○佐々木静子君　その点については、私ももう少し検討させていただいて、次の機会にお伺いしたいと思います。

時間がなくなってきましたので、次の中間配当の件について伺いたいと思います。監査制度を改めて、監査期間を延ばすようになった関係から、株主名簿の閉鎖期間や基準日と株主総会の間

の期限がいまの二カ月から三カ月に延びたこともあって、今後、会社によつては一年決算へ移行する会社がかなり多いのではないかとこのやうに考へられておりますけれども、その場合、どういう短所が出てくるか、これを簡単に法務省から述べていただきたいと思います。

○政府委員(川島一郎君) 半年決算を一年決算に改めた場合にどういう短所、長所が生ずるかといひう問題でございしますが、まず長所といひしましては、決算が年一回で済むわけでありますから、したがって会計の締めくくりの決算書類の作成で済みますとか、あるいはそれに伴う株主總會の開催で済みますとか、こういったいろいろな事務が一回減るわけであります。それに伴ひまして、会社のそういった事務に関する労力とかあるいは費用などが少なくて済む、こういうことがあろうと思ひます。それからもう一つ大事なことは、年二回の決算でございしますと、季節によつて売り上げが違ふという業種がございします。このような業種では、上期には利益が少ないけれども下期には多いといふことになりまして、その決算が期ごとに非常に違つてくると、これは企業の安定を害しますので

企業としてはなるべくその利益の平準化をはかりたいという考えのもとに、多少粉飾めいた決算を行なう可能性が出てくるわけであります。そういった弊害を防止することにも役立つのではないかと思います。

それから弊害といひましては、これは弊害と
言えるかどうかわかりませんが、株主といひま
しては現在年二回配当を期待しておる、しかしな
がら決算が一回になりますと、年に一回しか配当
をもらえないという点が一つ問題にならうかと思
います。

○佐々木静子君　これは大ざっぱに言いまして
現在のの上場会社――一部、二部を含めまして、年
二回決算の会社と年一回決算の会社はどのぐらい
の数になっているのか、ちよつと御指摘いただき
たいわけです。

○説明員(小幡俊介君) 年一回決算と年二回決算の会社でございしますが、私どものほうで承知しております四十七年の十二月末現在におきます有価証券報告書提出会社二千六百二十九社についての内訳でございしますが、年一回決算の会社が千二百六十、全体の四七・九％、年二回決算の会社が千三百六十九、全体の五二・一％、こういう数字になつております。

○佐々木静子君 いま民事局長のほうから年二回配当との関係が一年決算の場合の長所、短所に關連してお話ございましたが、今度の中間配当の改正によりますと、年二回の配当というものが考慮されるわけでございますけれども、この制度はいまの監査制度の改正という精神から考えますと、やはり逆行するような不健全な要因も含んでいるのではないかということが懸念されるんですが、その点をどのようにお考えでございますか。

○政府委員(川島一郎君) 中間配当は今回の改正案の二百九十三条ノ五によつて認めようとしておるものでございまして、営業年度を一年とする会社法が、その一営業年度の中間におきまして一回に限つて取締役会の決議によつて金銭の分配をすることができるという制度でございいます。したがひまして、この

中間の配当につきましては株主総会の決議もないし、そのための特別の監査というものもないわけでございます。そういう意味で御懸念はもつともであらうと思います。しかしながら、この法律案におきましては、かなり中間配当を行なう場合に厳格な制限を加えておりまして、この制限の範囲内で行なうのであればそういった心配はないのではなからうかというふうに思うわけでございます。どういう制限かと申しますと、中間の配当において分配すべき金銭というものは、その前期に

おいて会社があげました利益金、その残額を限度として行なうという金額上の制限がござい
ます。それからまた、その当期の営業成績があまり
好ましくなくて、その当期の営業年度の終わりに
おいて、たとえば赤字が出るというような場合に
は、この中間配当を行なつてはならないと、こう
いった制限もございます。まあ、そういう制限の
もとにこの中間配当というものが行なわれるわけ
でございますので、この条件のもとに行われてい
る限りは、会社の経理がこれによって不当になる
ということはありませんというふうに考えておる
わけがございます。

○佐々木静子君 結局、現行の規定と比べて、株主にとってデイスクロージャーの機会が減って、不利益を与えることがないということについて、十分御配慮されていると思うのでございますが、その点、十分に御配慮いただきたいと思うわけなのでございます。

それから、いまの御答弁の中にございましたこの中間配当というものについて、金銭の分配ということばをお使いになりましたけれども、この金銭の分配というものの性格でございますね、これは利益の配当じゃなくて金銭の分配と法務省はお考へになつていらっしゃると思へば、これは前

期までの内部留保をあつ払いするものなのか、あるいは当期の利益を前払するものなのか、まあそこら辺、金銭の分配の解釈をちよつと伺いたにしようと思つわけです。

○政府委員(川島一郎君) 前期の利益で留保して

○佐々木静子君 この規定の中に「営業年度中ノ一定ノ日」という表示がされてございます。一定の日の到来によつて、その日における株主が具體的請求權を持つようになるといふうに解釈されると思つてございませうけれども、この一定の日の株主というものを特定する方法ですね、それはどういふ方法をおとりになることが予想されてゐるわけにございませうか。

○政府委員(川島一郎君) これは、その日現在における株主名簿によって特定するわけでございます。無記名の株式でございますと、株主名簿に記載がございませんので、これは別の規定があるわけでございますが、会社が公告をして届けさせるという措置をとることにいたしております。

○佐々木静子君 この公告と株主名簿の記載と両方でございますか。そうしますと、株主名簿を閉鎖するというのも普通考えられると思うのでございいますけれども、そこまで法務省とすると考えられておられるのか。また、株主名簿を閉鎖するとすれば期間が中間配当のことでございいますから、

たいへん問題になると思うので、長期間閉鎖するということになる、やはり株主保護というような点から問題じゃないかと思うのでございますが、その点について、どういうお考えでございますか。

○政府委員(川島一郎君) これは、私、実務のこ

とは詳しくわかりませんので、はたして株主名簿を閉鎖する必要が事務上生ずるかどうかという点は、あまり自信を持ってお答えするわけではございませんが、この中間配当の場合には、必ずしも株主名簿を閉鎖しなくてもできるのではないかと、いふふうに思っております。ただ、あるいは実務

○佐々木静子君 これは一年決算に移行する会社
の關係で何か必要が生じて閉鎖を行なうというこ
ともあるのかと思いますが、これはそれほど長い
期間である必要はないというふうに考えておりま
す。

おいた分を分配するものであると、このように考えております。

○佐々木静子君 この規定の中に「営業年度中ノ一定ノ日」という表示がされてございます。一定の日の到来によって、その日における株主が具体的に請求権を持つようになるというふうに解釈されると思うのでございますけれども、この一定の日の株主というものを特定する方法ですね、それは

○政府委員(川島一郎君) これは、その日現在における株主名簿によって特定するわけでございます。無記名の株式でございますと、株主名簿に記載がございませんので、これは別の規定があるわけでございますか。

けでございませうが、会社が公告をして届けさせるという措置をとることにいたしております。

○佐々木静子君 この公告と株主名簿の記載と両方でございませうか。そうしますと、株主名簿を閉鎖するということも普通考えられると思うのでございませうけれども、そこまで法務省とすると考え

ておられるのか。また、株主名簿を閉鎖するとすれば、期間が、中間配当のことでございますから、たいへん問題になると思うので、長期閉鎖するということになる、やはり株主保護というように、点から問題じゃないかと思うのでございますが、その点について、どういうお考えでございますか。

すか。

○政府委員(川島一郎君) これは、私、実務のこととは詳しくわかりませんので、はたして株主名簿を閉鎖する必要が事務上生ずるかどうかという点はあまり自信を持ってお答えするわけではございませんが、この中間配当の場合には、必ずしも

株主名簿を開鎖しなくてもできるのではないかと
いうふうにして思っております。ただ、あるいは実務
の關係で何が必要が生じて開鎖を行なうというこ
ともあるかと思いますが、これはそれほど長い
期間である必要はないというふうに考えておりま
す。

○佐々木静子君　これは一年決算に移行する会社

[illegible]

が非常に多いというふうに私は聞いているわけですが、これは法務省のほうでは、どのよう

に探知しておられるか。これは公布されるとす

ぐに施行される法律になっておったと思うのでござい

ますけれども、そうなりますと、この六カ月

決算から一年決算に移行する会社は、たちどころ

にたいへん多くなるんじゃないか。そういうこ

とについて、これは法務省、あるいは大蔵省にな

るのでございませうか、大体どのような見当をお

つけになつていらっしゃるのか、おわかりでござい

ますか。

○政府委員(川島一郎君) その点ははっきり調査

してございませぬので、いま正確な数字でお答え

することができません。

○佐々木静子君 私に聞いているところでは、か

なり一年決算に移行する会社が多いということ

でございませうが、銀行法などの規定で、銀行は三月、

九月決算に定められておりますが、銀行法の改正

などによつて銀行なども一年決算に持つていこう

というふうなお考えも、若し、そういうお考えが

あるのかないのか、それ、ちよつと伺いたいと思

います。

○説明員(清水注君) 御指摘のとおり、銀行法の

規定によりまして、現在は三月、九月が決算であ

るといふことになってございませうが、御審議の改

正が実施に移された段階におきまして、銀行

のほうは一年決算を選ぶ可能性が多くなれば、そ

ういふことは可能であるような手当てはこれは必

要であらうかと思つております。

○佐々木静子君 せつかく銀行の方、出ていた

うを主管しております部局でおきめいただくべき

問題かと思ひますが、私もその決定にはもち

ろん従うというふうな考へておるわけでございま

す。

○佐々木静子君 これは田中審議官でお答えで

ございませうか。

○説明員(田中啓二郎君) 少なくとも今回金融機

関について商法上会計監査人の監査が実施される

ことに伴ひまして、その会計監査が行なわれる銀

行につきましては、証取法監査についても監査を

行なうという予定にしております。

○佐々木静子君 それではもとの話に戻ります

が、この一年決算の問題に関連いたしまして、決

算期というものが、私のちよつと調べましたこ

ろで、ほとんどの会社が三月三十一日を決算期に

しているようなのでございませうが、これは年度の

商法改正によりまして、公認会計士あるいは監査

法人などの会計監査というものが定められるとし

ますと、三月決算の五月総会というものが多数に

なつてくると、その時期に監査の仕事が集中する

んじゃないか、事前監査でございませうから。そ

ういふことに對しまして、どういふふうな措置を考

えておられるのか、ちよつとお述べいただきたい

と思つております。

○説明員(田中啓二郎君) 一年決算に移行する会

社の数がもしふえたといつた場合には、確

かに先生がおっしゃいますように、ある時期に集

中すると思はれますが、今回の商法監査は決算確

定の事前監査の導入でございませうから、そういう

面では従来よりも会計監査人が前広に参与して監

査を行なつていくという面はあると思ひます。

○佐々木静子君 そうすると、それは何とく同じ

時期に集中しても処理できるといふお考えなわけ

でございませうか。

○説明員(田中啓二郎君) どのぐらゐ一年決算に

移行するかわかりませんが、ただいま考えられて

いるところでは、それで対処できると考へており

ます。

○佐々木静子君 それでは先ほどちよつと、この

中間配当というのは金銭の分配だといふ民事局長

の御説明いただきましたので、ちよつと若干疑問

点伺いたんでございませうが、これは主税局の方

に伺いたんでございませうが、これは主税局の方

に受ける金額に對して配当控除の適用があるの

かないのか、まず伺いたいと思ひます。

○説明員(伊藤田敏雄君) 税の立場といたしまし

て、中間配当をかつてのいわば利益積み立て金的

なもの、金銭の分配と見るか、あるいは配当と見

るか、これは商法の立場とはまた別に租税政策上

の問題としてどのようにみなしていくかという問

題がございませう。したがひまして、他とのバラ

ンスを失しないようにつつ租税政策上の目的に合致

するよう、今後十分検討してその方針を決定し

たいと思つております。

○佐々木静子君 そうすると、まだ主税局とした

ら態度をおきめになつていらつしやらないわけ

ですか。たとえばこれが配当控除の適用を受けるか

どうか、あるいは金銭の分配を支払ふ法人に對し

て源泉徴収の義務を課すのかどうか、そういう

うふうないろいろ税法上の問題が起つてくると

思ふんですが、そこら辺について、まだ全然御検

討になつてないわけでございませうか。

○説明員(伊藤田敏雄君) もちろん検討は続けて

おりますけれども、結論を得るに至つておりませ

んが、いづれにせよ法律改正を要する問題と考へ

ておりますので、慎重に検討されて御審議をまた

得たいと思つております。

○佐々木静子君 それでは次に、中間配当はこの

ぐらゐにさしていただいて、累積投票の問題に移

りたいと思ひます。

今回の改正で取締役の選任についての累積投票

制度を採用したわけにございませうけれども、この

ことによつて少数株主の既得権といふものが排除

されるような結果になつて、この少数株主の保護

に欠けるのではないかと意見もございまし

て、現に先ほどお示しいたしました商法改正反対

国民会議のほうの御意見にも少数株主の権利が消

されるといふことが心配されるということが強調

されておるわけにございませうが、この制度を採用

しようとした理由について民事局長から伺いた

本が入ってきた場合にこの累積投票が利用され、それによって企業の経営が多少影響を受けるのではないかと懸念するところも一部にあるわけでございます。で、まあそういうところからは、この制度についてはもう少し制限を強化してもらいたいという要望がございます。一方におきまして、外資を導入するということは現在の経済情勢から見まして必要なことでございまして、そういう点に不安があつて外資導入がおくれないと、あるいはちやうどよされるというふうなことになるしましては、これまた別の面で好ましくない結果を生ずるというふうな考えまして、その辺は企業の自由にかかせるという趣旨の改正をすることにしたいわけでございます。

○佐々木静子君 外資によって会社が乗っ取られるというふうなことを防止するというのが一つの立法的な理由であるというふうにも承れたと思うんですが、これは累積投票以外で、外資の侵入と申しますか、これを阻止する方法というのはこれはあるわけでございますか。どうなっているわけでございますか。

○政府委員(川島一郎君) 商法は株式の譲渡が自由でございますから、特に商法上の問題といたしましてはこれを制限するという事はないわけでございますが、ただ、その株式の譲渡を制限するという制度がございまして、その利用によって外資の乗っ取り防止をはかるということも考えられないわけではございません。しかし、株式の譲渡制限をするような会社というのは、大企業は予想しておりませんので、普通はこの制度によって外資導入を防止するということは、実際問題としては考えられないというふうな思っております。

○佐々木静子君 これは累積投票の排除ということとを望んでいる向きもかなりあるように聞いておるわけでございますが、すると、むしろ国内的に、会社にゆきぶりをかけるために、自己あるいは自己の息のかかった人の名義で株を持って、そしてまあ業務執行を妨害する、というふうな問題を阻止しようというのか、まあそういうふうな事柄の配慮

からこういう問題が起つていて、こういう改正が考えられているとした場合に、このときのこの少数株主の経営参加のための権利というもののバランスですね、それをどのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(川島一郎君) 少数株主の権利というのは、二十五年の改正によりまして、かなりいろいろな面で認められていくわけでございます。たとえば違法行為の差止め請求というふうなものもございまして、いろいろあるわけでございます。そういうものを通じて行なうということが一つ。それからこの累積投票は定款で禁止しない限りは認められるわけでございます。その限度では少数株主の立場というものが考慮されることになるというふうな思っています。ちよつとお答えとして十分かと思ひますが、さらに御質問があれば……。

○佐々木静子君 非常にお答えにくい問題だと思ふんでございます。それで、いまおっしゃったように定款に——今度改正になったならば、もう一度定款を変更して、いまだ定款に定められて累積投票を排除している会社においても、さらにこれら定款でそのようにしておいても、二五％以上の株式を持っている者が累積投票の請求をした場合にはこれに應じなければならぬというものが現行法でございまして、さらに定款をもう一度変更しなければならぬことになるのかどうか、その点をちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) その点につきましては、さらに定款を変更しなければ完全な排除はできない、このように考えております。

○佐々木静子君 そうしますと、現在の定款変更につきましては、商法の三百四十三条で「発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上」の賛成を得なければできないというふうになっておるわけでございますけれども、そうすると、三分の一をこえる株式を持つている場合ですね、三分の一をこえる株主がいる場合ですね、その人が欲したならば定款の変更というものが実際上むずかしいと思ふわけ

でございますが、これはいまの改正法によつては、やはり三分の一以上の株を持つている株主がこの累積投票に反対したならば、定款の変更というものができないのかどうか、あるいはそれに対する配慮というものが考えられているのかどうか、その点を伺いたいと思ふんです。

○政府委員(川島一郎君) いまの定款変更はもちろん一般の定款変更の手続によらなければなりませんから、三分の一の株主が反対しておつて、現実に株主総会でもって反対をするということになりますと、累積投票を全面排除するという、その定款変更はできないことになるわけでございます。

○佐々木静子君 この累積投票についても十分伺いたいと思ひますが、時間があまりございせんので、次の、準備金の資本組入れによる抱き合わせ増資について伺いたいと思ひますが、まずこの改正の趣旨ですね、趣旨を承りたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 準備金の資本組入れによる有償、無償の抱き合わせ増資を認める趣旨でございますが、御承知のように、現在の商法におきましては、準備金を資本に組み入れて、そして新株を発行して株主に無償でこれを交付するという制度があるわけでございます。しかしながら、その有償、無償の抱き合わせという制度を認めておりません。ところが、戦後に制定された株主会社の再評価積立金の資本組入れに関する法律、この法律によりまして、再評価積み立て金を資本に組み入れて、そして新株を発行する場合に、この有償、無償の抱き合わせ増資というのを認めておつたわけでございます。ところが、この組み入れ法が昭和四十八年、昨年の三月三十一日をもって効力を失いましたので、その後このように抱き合わせ増資というものができなくなつた。それに伴ひまして、まあこういう制度を商法に認めてもらいたいという実業界の要望もございまして、今回の改正案にこれを取り入れるというふうにいたしましたわけでございます。

○佐々木静子君 これはいま承つたように、抱き合わせ増資に関する一連の規定が公布の日から施行されるわけでございますし、この時価発行増資によるところの資本準備金が最近たいへん増加の傾向でございまして、早急にこれの利用をはかるうとするところの会社もたくさん出るんじゃないかと思ふのでございまして、この端株の売却について、いわゆる有償、無償の抱き合わせ増資の新株発行の場合に、端株について例外として再募集しないで「取締役会の決議ヲ以テ株主方新株ノ引受権ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却」できるといふ規定がございまして、「株主方新株ノ引受権ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スル」といふのは、実際にはどういう方法で売却するのか、ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) まあ普通上場されておる会社の株式でございまして、市場で取引が行なわれておりますので、そこで売るということになるわけでございます。

○佐々木静子君 これ新株ですから——株券というものが普通の株の取引のようにならぬわけでございますか。私もちよつとそこがわからないもので、すから伺つたわけなんですけれども、普通の上場株の売買と同じように考えていいわけでございますか。むしろこの株主が新株引き受け権の証書を持つておつて、それによって行なうことになるわけでございますか。そのところちよつと現実はどういうことになるのかというのを疑問に持つもので、すから伺つておるわけでございます。

○政府委員(川島一郎君) これは新株発行後に売るわけでございますから、新株を発行いたしますと、その上場会社の新株というものは当然取引市場に出てまいりまして、その当時の時価によつて取引が行なわれるということになるわけですね。その段階で新株を売るといふことに考えておるわけでございます。

○佐々木静子君 それは了解いたしました。が、次は、それじゃ転換社債について伺ひますが、わが国における転換社債の発行の総額がどのぐらいで

あつて、事業債発行総額の占める比率というものが年々ふえておりますけれども、大体いまどのくらいのパーセンテージを占めているか、お教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 時価換価社債の公募による発行でございますが、これは昭和四十一年ころに始まりまして、現在に及んでおるわけでございまして、昭和四十四年度は発行会社が四社、百二十五億円、それから四十五年度は二十二社、一千四百四十五億円、それから四十六年度は十八社、八百五十億円、四十七年度は百五十五社、二千八百八十億円、それから四十八年は百五十五社、二千二百六十億円と、相当増加の傾向にございます。

○佐々木静子君 この換価社債の発行手続を新株の発行並みに今度は緩和されるわけでございしますが、そのような改正を行なわれる御趣旨を承りたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 一つは均衡論でございます。一般の普通社債につきましても、それから新株につきましても、取締役会の決定で発行できるようなつておる。ところが、換価社債については換価の条件などを定めなければならぬ関係上、株主総会の決議が要る。こういう差がございます。通の社債と同じように、取締役会の決議だけで発行できるようにしようということがあるわけでございまして、それから換価社債は、この制度ができましてからしばらくの間はあまり利用がなかつたわけでありまして、昭和四十年代になりましてから非常に多く利用されるようになってきた。したがつて、その発行手続を簡便化する必要が生じてきた。ことに換価社債を発行するのは資金を調達する場合でございますが、資金調達に機動性を与えるためには、株主総会を開く時期まで待つておつたのでは時期を失するといふような場合もございまして、このように改正をいたしまして、資金調達の便宜をはからう、こういうことでございます。

○佐々木静子君 それで、この中に、第三者に對

して特に有利な換価条件による換価社債の発行といふようなことがいわれておりますが、特に有利な換価の条件といふのはどのように解釈すればよろしいですか。

○政府委員(川島一郎君) これは新株発行の場合にやはり特に有利なといふことはございまして、まあそれと同じように、一般の時価と比較いたしまして、それを下回るといふことが有利な条件といふことになるわけでございまして、その「特二」といふのは、有利性がきわめて軽微であるといふ場合にはこれに該当しない、しかしまあ、ある程度の開きがあるといふ場合には、これは特に有利だといふふうには認定されることにならうと思ひます。

○佐々木静子君 この商法の三百四十一條ノ二に、換価社債を発行するときは一定の時期を公告しなければならぬという規定がございまして、その時期、内容、及びこの換価価格といふのは確定額をもつて明示しなければならぬのかどうか、その点について承りたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) この三百四十一條ノ二に規定されております事項につきましては、具体的にその内容を公告し、あるいは通知しなければならぬと、そのように考へております。

○佐々木静子君 では、確定額をもつて明示するといふことでございまして、換価価格、

○政府委員(川島一郎君) 換価価格とおっしゃるのは、換価の条件のことでございますね。

○佐々木静子君 そういふことです。

○政府委員(川島一郎君) それは確定できるような条件を明示しなければならぬといふことでございまして、

○佐々木静子君 それでは商業帳簿のことについて伺いたいと思ひますが、この改正商法の三十二條の第二項の「公正ナル会計慣行」、これ、先ほど

れることを明確にするための規定を商法に置くといふところからこの三十二條の二項といふものが生まれたと思つてございしますが、「公正ナル会計慣行」といふことと企業会計原則といふものは同じものであると考へていいのかどうか、ちよつとその概念について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 「公正ナル会計慣行」と申しますのは、會計上ならわしとして行なわれているものであつてしかも公正なもの、この「公正」といふのは、商業帳簿を作成させる商法の目的から見て公正妥當と認められるものをいふわけでありまして、まあそういった一種の抽象的な基準を設定したつもりでございまして、したがつて「公正ナル会計慣行」即企業会計原則といふふうには考へておりません。ただ、企業会計原則は公正な會計慣行を具体化したものであるといわれておりますので、はたしてそのとおりであるといたしますならば、内容的に、企業会計原則の内容はここにいふゆる「公正ナル会計慣行」と一致するであろうと、こつこつに考へるわけでござい

○佐々木静子君 この三十二條の第一項に、「商人ハ營業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為會計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス」といふのが今度の規定で定められてゐるわけでございまして、まず、改正前の三十三條の財産目録といふのを削除した理由は何かでござい

○政府委員(川島一郎君) 現行法では、仰せのとおり財産目録を作成しなければならぬといふことになつております。しかしながら、現在の會計實務におきましては、むしろ會計帳簿が整備しておれば、それによつて貸借対照表をつくるということでもございまして、特に財産目録といふものの作成を義務づける形で存置する必要がないといふふうに考へたわけでございまして、私、會計のことあまり詳しくございませぬけれども、要するに、財産目録といふものを特につけるだけの必要性が現

在の會計實務から見では乏しくなつておるといふことがあるのでござい

○佐々木静子君 この総則規定の三十二條、これは小商人にまで適用すると思つてござい

○政府委員(川島一郎君) 最近における會計の考

○佐々木静子君 最近における會計の考

○佐々木静子君 最近における會計の考

○佐々木静子君 最近における會計の考

○佐々木静子君 最近における會計の考

によりそれぞれ異なるものがあつて差しつかえないわけでごさいます。どういふ様式のものでなければならぬという事は株式会社以外には特に法定しないつもりでございます。したがって、ごく零細な商人の場合を例にとりますと、どれだけ費用があつてどれだけ売り上げがあつて、その結果収入がどれだけであるという程度の簡単なものでも損益計算書として認めて差しつかえない、このように考えておるわけでごさいます。それほどごめんどうをおかけするということにはならないんじゃないかと考えたわけでごさいます。

○佐々木静子君 商人といつても、屋台をかついでいるラーメン屋さんも商人であれば、くつみがきをしていられる方も商人であるし、規模がいろいろと非常に小さい、ごく小さい規模でやつていらつしやるわけでごさいます。現実の問題として、私も帳簿をつけるというのは非常に苦手でございますけれども、そういうことが實際考えただけでもできないんじゃないか。これ見て、自分は商人だけれども、これぐらいのことはやつてのけられるという零細企業の方はおそれだれもおらないんじゃないかと思つてございますけれども、このあたり大臣はどのようにお考えでございますか。こういうふうな「会計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス」としてある点です。帳簿の簡略化というふうなことを考えなければ、實際問題として零細商人は、帳簿を、こういうふうなものゝを商法できめてもほんとうに実行できるとお思いになりますか。どのようにお考えになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) やはり経理関係の帳簿といふのは、いろいろそういうふうな何種類かの帳簿を整備することによって正確を期することができるんで、大抵帳簿のようには一本の帳簿だけでと記帳の誤りもあつたり、あるいは不整備の点があつたり、ごまかしがあつたりということが起こりやすいので、やはり会計帳簿といふものは、ここに定めてあるような帳簿を整備することが正確

を期する上で適當であらうと、かように考えております。

○佐々木静子君 正確を期する上に適當だという理論と實際にやれるかどうかといふことですね。こんなものをつけたつて、おそらく百人のうち九十人まではできないと思つたわけなんです。それが今度の商法が悪法案である、零細企業を苦しめるものであるといふふうに声を大にして反対されている理由の大きな一つの要点になつてゐるわけなんです。ごさいます。この点について局長はどういふふうにお考えか。零細企業をほんとうに苦しめるものであるとすれば、何らかの措置をお考えになつておられるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいわけなんです。

○政府委員(川島二郎君) 商法は、ごく小規模な商人につきましても、このいふ商業帳簿の作成義務を免除しておるわけでごさいます。そのごく小規模な商人といふのが現在では非常に時代おくれをした規定になつておりまして、要するに資本の額が二千四百以下といつたような非常に時代おくれした規定になつております。この点は今後の問題といたしまして早急に検討しなければならぬといふふうに思ひます。

それから、一般の商人に対して商業帳簿の作成義務を課すといふこと、これは日本だけでなく世界各國の商法が同じような立場をとつておるわけでごさいます。基本といたしましては、これは商人としての当然なすべき義務であり、かつ、債権者との間で問題が起つた場合にそのあと始末をきちんとできるようにしておく、こういう意味でやはり必要であらうと思つたわけでごさいます。ただ、各國ともそうでございまして、これを記載しなかつた場合にどうなるかといふ問題は別個にごさいます。商法ではいふゆる不完全規定といふふうには呼ばれております。記載しなかつたから特に過料を課せられるとか、罰則がかかるとか、そういうことにはなつておりません。ただ、商売のことに關しまして訴訟が起つたとか、あるいは破産が宣告された、こういうような場合には

商業帳簿がつくつてないと不利益が生ずるとか、あるいは破産の場合には罰則の規定であるわけでごさいます。そういう異常の事態のために平素から明確にしておくといふことはある限度では必要なことであらうといふふうに思つたわけでごさいます。

○佐々木静子君 いま民事局長、不完全規定だから特に商法上強制する方法はないんだというお話ですけれども、これ現実の問題として、きょうは主税局もいらつしやいますから申し上げておきたいと思つてございますけれども、おそらくこれ税金面では帳簿を出せと、いろいろなことを私は税金の關係でおつしやるだらうと思つし、もし帳簿をつけてないと言へば商法の三十二条にこつて規定があるじゃないかと、これはおそらく主税局は税金を徴税の上でおつしやると思つてござい

ますが、この規定を税金を徴税する上で何か悪用と言つておかしいですが、悪用されるようなことがやはり起り得るのかどうか。万一そういうことになる、やはりこれは零細商人に対する圧迫といふことになりまして、主税局からそういうふうな三十二条を悪用しないとおつしやるのであれば、この場でそういうことは全く考えておらぬといふことをはっきりしていただきたいと思つたわけなんです。

○説明員(伊豫田敏雄君) ただいまの御質問の点は、実は国税庁の執行の問題でございまして、主税局といたしましては法令上必要な範囲において帳簿を法定しておりますので、税法面ではそういうものは直接には関係ございせんけれども、やはり質問調査の關係で、もし質問あるいは調査の際に必要な場合にはそれをお見せいただくといふことも場合によつては当然生ずることかと考えます。これは当然のことかと考えます。もちろん悪用するやうなことは断じて考えておりません。

○佐々木静子君 これは悪用と言つておつたことが悪いけれども、実はこれはこちらからはとても書く能力がないから書いてないんだと言つたときに、ないことによる不利益を徴税上受けるんじゃないか。

これを非常に懸念して、この規定は零細商人を苦しめるものではないか、商法上の罰則等がかりにあつたところで、そういうことはあまり皆さん問題にしてないわけで、税金上いじめられるんじゃないかといふことをたいへん心配してゐるわけなんです。

○説明員(伊豫田敏雄君) 失礼いたしました。その趣旨ならば、私のほうは、それがいいからいいかぬじゃないかといふことは税の立場からは申し上げません。

○佐々木静子君 これがいいからいいかぬのではないかと不利益を受けないといふことさへはつきりしておれば、それでけっこうでござい

ます。それから、この帳簿の記載義務が強化されるということは、もう一度主税局に伺いたいんですが、これは付加価値税の問題になつていくんだといふふうなことから、付加価値税が課せられるという警戒から、この商人の帳簿記載義務に対して非常に警戒の聲が強いわけですが、そういうことが全くの杞憂にすぎないといふのであれば、この際これもはっきりと明言していただきたいと思つたんです。

○説明員(伊豫田敏雄君) 付加価値税の問題は將來の問題としていろいろ検討されている段階でございまして、これが直ちに、あるいはごく近々のうちに実現するといふふうなものではないと考えております。したがって、ただいまのようなお話と、これに直接つながるものとは毛頭考えておりません。

おります。

○佐々木静子君 それでは、まずとりあえず安心ということ、次の休眠会社のほうに移りたいと思いますが、時間もございませんから簡単に質問いたします。

これも商法改正に反対の意見の一つとして、「生きてゐるのに棺桶へ」というふうなことで、この規定がけしからぬという御意見も出ておるわけですが、現実には、この改正商法で考えておられるところの休眠会社というのがいま日本にどのくらいあるのかまずお答えいただきたい。

○政府委員(川島一郎君) 推定でございますが、二十万社ぐらいあるのではないかとこのように思われます。

○佐々木静子君 そうすると、全体の会社の何%に当たるものであるかということ、それからこの改正が「生きてゐるのに棺桶へ」ということになるのかならないのか、この趣旨を御説明いただきたいと思うわけです。

○政府委員(川島一郎君) 全体の会社が株式会社がございまして、百万でございまして、二十万と申しますと二〇%になるわけでございます。

それから休眠会社の整理の趣旨でございますが、これはわが国には約百万の株式会社がございまして、その中にはもうすでに営業を廃止しているという、したがって実体のない会社というのがあるわけでございます。しかしながら、登記の面におきましては解散したという登記もしてありませんので、登記簿上は現在も存在して営業をやっているように見えて、そういう会社があるわけでございます。そこで、そういう会社がある場合に、今度ほかの会社が同じような商号をもって設立登記をしようとする、あるいは移転登記をしようとする、そうしますと、実体のない会社でありまして登記簿上は存在しているようになっておきますので、その商号権を侵害するという問題が起きますので、その名前を使つての会社の新設あるいは移転ができないというよ

うな不都合が生じております。事務的にも実際に実体のない会社がたくさん登記所の倉庫に納められていて、この点で事務処理に複雑さを加えておる、こういう面もあるわけでございます。それを整理しようという趣旨でございます。

そこで、実際に生きてゐる会社まで解散に追い込むようなことがないかという点でございますが、この今度の改正案の商法四百六条の三でございますが、これによりまして、登記を五カ年間していない、何の登記もしないで五年経過しておるということが一つ。そして法務大臣が官報で、そういう会社は届け出てもらいたくないという公告をすることが第二であります。それからさらに登記所といたしましては、その個々の会社に対して、こういう法務大臣の公告があった、したがって営業を廃止しないのであれば届け出てもらいたくない、こういう通知をするわけでございます。それだけの手続を経まして、なおかつ届け出がないという場合に初めて解散とみなすわけでございます。ので、実際に活動している会社でありますれば、少なくとも登記をしないにしても届け出はなされることになると思ひますので、そういう会社まで解散に巻き込むというおそれはないというふうに考えておるわけでございます。

○佐々木静子君 それでは、この休眠会社についての規定の御趣旨はよくわかりましたので、大体これで一昨日から続きまして商法の改正規定に関する部分をざっと一わたり質問させていただきます。ついででございますが、若干この条文以外で補足的に伺つておきたいと思ひますことは、この会計監査というものが今度設けられることによつて、公認会計士の発言というものが非常にこれは企業に大きくなってくるのではないかと、非常に専門的なもの、また試験を通つた方々でございまして、また案外調べてみますと、この公認会計士の方、何といひますか、事故というふうなもの、統計上ありあけに多いわけでございます。そこで、そこら辺のところ、今後どのようにして公

認会計士の方が全くその地位を独立して十分に会計監査が行なうことができるような保障を確立していくかというふうなことがたいへん問題じゃないか。そういう意味におきまして、この公認会計士に関する監督というふうなことに、これは大蔵省に伺いたいんですが、今後どのように考えておられますか、行政指導の面について伺いたいわけですが。

○説明員(田中啓二郎君) 御指摘の点でございますが、現在におきましても公認会計士業務の適正な運営を担保するために公認会計士法でいろいろございまして、懲戒処分をするとか、業務停止とか、あるいは証取法による問題あるいは民事責任を課している問題とか、あるいは商法特例法でいろいろ罰則が規定してあるというぐあいに、法令上公認会計士の適正な業務運営を担保する規定がございまして、私どもとしましては行政当局としてそのような法令を厳正に執行すると同時に、公認会計士に対しましてはより厳正なビヘービアをとっていただくという指導を繰り返してまいります。

○佐々木静子君 それから外国の公認会計士がいま日本でもかなり会計業務に従事しているわけですが、益を守るために、外国の公認会計士の活動について何か大蔵省としてどのようにお考えでございますか。

○説明員(田中啓二郎君) 外国公認会計士制度は、公認会計士制度を新たに導入した際、やはり欧米のすぐれた公認会計士を活動させることが新しいわが国の公認会計士にとつても刺激にもなるし、そういう趣旨から考えて設けられたものでございまして、これはあくまでもわが国の公認会計士法に基づくものでございまして、当然証取法上その他、公認会計士、わが国の日本人の公認会計士と外国の公認会計士とは当然同等の扱いをするというところになるわけでございます。

○佐々木静子君 それから公認会計士の方々よりなる監査法人というものをとおつくりになった理由

というものが、それからもう一つ、この監査法人が合名会社法の適用を受けているのかということも伺いたいたいわけなんです。

○説明員(田中啓二郎君) 前段の、監査法人制度を設けました趣旨は、組織的な監査の推進及び監査人の独立性保持に資するためのものでございまして、企業の経営規模の拡大に伴つて監査証明業務の当然業務が増大かつ複雑化しておりますので、一人でやよりは監査法人によつて行なうしめたほうがより適正な監査を期し得るのではないかと、この観点から監査法人制度を設けたわけでございます。

後段の御質問は、これはもう申し上げまして、やはり特定の少数精鋭による監査法人が相互信頼の確立にも資するということから観点から合名会社のたてまえというところにしたと理解しております。

○佐々木静子君 これは、この監査法人に関連してお伺いしたいんですが、大臣に伺いたいんですが、大臣も法律家であらうしやるので、私もアメリカその他ローファームをおたずねいたしました。いろいろと弁護士業務が法人組織で能率的に行なわれているという実情を見たわけでございますが、日本においてはこの弁護士事務所法人化というもの、まだはかられておらないわけでございますが、そういうことについて法務省はどのようにお考えか、大臣と民事局長から伺いたいたいわけですが。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かに法制化はできておりませんが、実際には弁護士でも法人にしてやっておりますところがあるように私も承知しておりますが、ただ制度化して監査法人のように合名会社でございまして、これは日本の将来の問題として検討を続け、また先生のようないろいろ関係の方々の御意見も伺つて慎重に検討してまいりたいと、かように思つております。

○政府委員(川島一郎君) 民事局長にということでございますが、法務省の所管から申しますと、

の法務大臣の中で、経済秩序を乱す企業の悪質な違法行為を取り締まると所信表明をされたのは中村大臣が初めてだと思ふんですけれども、どうですか、ほかに前例がありますか。

○国務大臣(中村梅吉君) さあ、よくわかりませんが……。前例はよくわかりませんけれど……。

○春日正一君 まあ、法務省のほうに聞いてみると、初めてだと、大臣の部下の方は言っておられます。そこで、なぜ歴代法務大臣の中で初めて中村法務大臣がこういう所信をお述べにならざるを得なかつたのか、その所信をお述べになつた理由というのか、心境というのか、そこをお聞かせ願ひたいんですが。

○国務大臣(中村梅吉君) 御承知のとおり、近來、企業のモラルといふものが、そういう点が社会的にも大きく問題になつております。具体的には、法務省としましては、警察当局からの送致を受けるとか、あるいは税務当局の告発を受けるとか、公取の告発を受けるとか、若干受け身の立場ではありますけれども、最終的には各種の法律を運用して社会秩序を守るべき責任を持っておりますから、そういう意味において、今日のような社会情勢下においてはこういう心がまえで臨むことが適當であらうという趣旨で、かような文言を差し込んだような次第でございます。

○春日正一君 いまの経済情勢の中で、だれが見ても目に余るような事柄があつて、国民世論としてそういう反社会的な企業活動というふうなものを取り締まれというような声が高まつておる、そういう情勢の中で、人格圓滿な中村法務大臣があえてそれをおっしゃらなかつたのは、この次が背景があつたと思ひます。その点は私非常にけつこつなことだと思ふんですけれども、その次がちょっとひつかかるんです。大臣はこのあとで、これと関連して、継続審議となつてゐる商法改正法案に格別な御理解をいただきたいというふうに言われて、現下の社会経済情勢にかんがみましますとき、この改正法案は時宜を得たものと考えるところにふうに言つて、この商法改正案を早く上げてく

れというふうに言われております。

それで、まあ私も、早く上げてくれと言われているわけですが、この商法改正案を見ますと、経済秩序を乱す違法行為まで行なつて売り惜しみや買い占めをやつて、便乗値上げをやるといふ、あらゆる悪徳商法を行なつて利益をあげてゐる大企業の荒かせぎといふものが、そういうところを合法的に隠蔽させるような、そういうところにむしろ改正の重点があるし、これに対する批判といふものは、まさにそこに集中されてゐるということだと思ひます。だから、もし大臣が言われるように、いまのこの経済情勢の中で経済秩序を乱す企業の悪質な違法行為に対してこれを効果的に取り締まるといふことをお考えになる、あるいはまあ、大臣の考えをバックするものとしてそういう客観的な情勢があるといふことをお認めならば、この法案といふものは初めからもう一度練り直しておいでになつたらどうか。事情が、これができたときからうんと変わつてゐるわけでしょう、特にこの最近。そういう状況の中で、事情の変化も順みず無理解にこれを通そうといふことになれば、かえつて大臣の所信に反するんじゃないかというふうに思ふんですけれども、その点大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(中村梅吉君) どうも誤解があるように思ふのでありますが、大体いま御審議を願つております商法改正は、企業を守るといふよりは、企業の社会性といふものを考へて、公正な監督、監査が行き届くようにしたいといふことがねらいでございます。法務省としましては、大蔵省をはじめ関係各省と十分協議をし、それから専門家や学者等に入つてもらつた法制審議会に十分御審議をいただきまして、これからの企業といふものに対してはこのような監査の制度あるいは会計の制度が必要であるという結論を得まして、この成案を得たような次第でございますので、結論的に申しますと、企業の不法行為をできるだけでなく、それがまた、粉飾決算のようなごまかしというものが今後できるだけなくなるような社会をつくりたいといふことが一つのねらいでございます。ですから、そういう点にもひとつ目を向けていただければ、この改正法案をよく御研究をいただきますれば、やはり現在の社会情勢に照らし、このような立法が、ないよりはあつたほうがはるかに進歩である、また、欧米の諸制度とも勘案をいたしまして、やはり欧米が必ずしもいいというわけにはまいりませんけれども、まあしかし、ヨーロッパやアメリカの先進国が長年にわたつてとつておる制度といふものをわれわれはやはり研究をして、いいところは取り入れなければならぬといふような観点から、この制度はぜひすみやかに御承認を願ひたいものであると、かように私は考へておるような次第でございます。

○春日正一君 その点で、不法な行為をやらせないといふことですけれども、しかし、それが企業に合せて、法を曲げて、改めて、そして企業がいまやつておる不法を適法にしてしまふということになつたら、これは大臣の所信に反するではないかと思ひますけれども、いまの大臣の御答弁に対して一言言つておきたいことは、いま流行しておることばに「便乗値上げ」といふものがあつておるけれども、大臣の答弁では法務省の不手ぎわから継続審査になつたこの法律を、現下の社会経済情勢を理由にして便乗成立させるものじゃないかといふようなことがいわれておるわけなんです。そして、参考人の意見あるいは野党の意見その他を読んでも、また国会での審議の中でも、与党の中でも、もう一度出直したらどうかと、これでは不十分だといふ意見があるくらいで、賛成してゐる人でも、これで満足だとはだれも言つていない。そういうような弱点を持つたものですから、やはり私は、こういう意見を謙虚に政府がお聞きになつて、そして反省してほしいと、それを、時宜を得てゐるといふような言い方で成立を促すといふような大臣の所信には、私はどうも納得できないわけですが、この点を申し上げておいて、次に入りたいと思ひます。

そこで、商法改正といふものに対する政府の基本的な姿勢についてお聞きしたいんですけれども、法務大臣は企業の悪質な行為云々といふふう

に言つていますけれども、現在の物不足、インフレーション問題、それと大企業の関係、責任について大臣はどのようにお考えになつてゐますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 企業のあり方に対しては、私も最近の諸情勢から見ても、たいへん遺憾な点が多いわけでございます。たとえば、原油の値上げが行なわれるといふことになつて通告がまいりますと、まだ実際値上げされるのは三ヶ月も四ヶ月も先であるのにもかかわらず、上がらないから、安い原油を処理してゐる段階において、値上げになつたと同様の売りさばき方法を講ずるといふような現象がいろいろあるようでござい

ます。いろいろ聞きますと、外国の商社あたりでは、メジャーあたりで値上げがきまればそのときから値上げをするのがあたりまえだといふような感觸のところもあるようでござい

ますが、われわれ日本人の立場から考えますと、安いのを買つた以上は、安いものがある間はその基本に立つて商売をすべきで、値上げが三ヶ月後になるという通告が、かりに電報なり電報が来たといふとすると、そのときからもう引き上げをするといふことは、われわれの常識には全然合致しないと思ふんです。こういうような点から見ても、私が、今度の商法改正が、万全ではないでしょうけれども、相当に効果的だと思ふのは、そうした会社かかなりの黒字が出た、その黒字をまたいろいろ粉飾をして隠されたんでは、これは何にもならないので、やつぱり黒字があればあるように、監査役や監査人の監査からいひましても、あるいは会計監査人の監査からいひましても、その黒字が一〇〇%全面的に表に出してはじめて企業の社会性といふものの批判対象になりますし、また、税務当局も税金を徴税する上において、ごまかしのない、きちんとした徴税をして利益を吸い上げることもできますし、あるいはまた、消費者からいへば、それだけ利益をあげてゐるならもつと下げる

べきだということも言える基本にもなりますし、たしますから、私は、今度の商法改正は主として会計制度を中心としたものでございしますが、このように改正が行なわれたいよりは行なわれたほうが社会的にほぼ効果があり、有益であるとかように考えておるわけでございします。

○春日正一君 まあその点は、あと、もう少し進んでから問題にするとしまして、そこで事務当局のほうにお聞きしますけれども、商法改正の動機といえますか、商法というものは私企業の行為を全体として規制する一つの基本的規範になる、そういうものだと思いますが、そういうものを改正するということはどういう場合におやりになるのか、今度の場合は何を動機にしておやりになるのか、そこを聞かしてほしいんです。

○政府委員(川島一郎君) お答えいたします。

商法の改正につきましては、法務省に法制審議会という法務大臣の諮問機関がございまして、商法の改正を必要とする事項があれば要綱を示すようにという大臣からの諮問がなされております。今回の商法改正案は、この法制審議会が示された要綱に基づいてつくつたものでございします。さらに、この商法部会で今回の改正案を考えましたその動機と申しますか、経過を申し上げますと、御承知のように、昭和三十九年、四十年ころ、山陽特殊製鋼の粉飾決算、その他有力な会社の粉飾決算というのがかなり明るみに出てまいりましたわけでございします。そこで、商法につきましてはいろいろ改正すべき点がございしますが、特に監査制度について取り上げることが急務であらうということで、この監査制度の問題をまず先に審議することにしたというのが、その動機といえども動機でございます。今回の改正案が監査制度の改善強化という一つの大きな主眼にしております。そのように経過に基づくものでございします。

○春日正一君 監査制度の改善強化ということ、その直接のきっかけになったのが山陽特殊製鋼の粉飾決算だということはお話ですが、それと、しかし、提案理由説明では、「現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正及び安定をはかり、」とこうなっているんですね。だから、それは決して粉飾決算をどうする、そのための監査を強めるということではなくて、現状の社会情勢というが、企業、会社その他の到達点ですね、日本資本主義百年の到達点に基づいて株式会社の運営の適正及び安定をはかると、こういうことが目的だということに、はつきりしたわけでおるわけですか。そこで、現下の社会情勢というものがどういふものか、資本主義の発展の現段階というものがどういふものかということが一つ大事な問題になる、こういうことになるんじゃないか。

これは、とば口の議論として、はつきりしておきたいんですけれども、御承知のように、明治のころとか、大正の初期というころは、零細な企業、中くらいな企業がたかさんあって、自由に競争して、いわゆる薄利多売とか何とかというふうな形でやってきた。この自由競争というものは国民にとっても必要なものだし、企業の発展にとっても必要な刺激だったと思う。ところが、現在ではそうならないわけでしょう。いろいろな産業をとって見ても、たとえば、商社だったら六大商社という、鉄鋼でも六社という、ビールだったら四社というふうな形で、ごく少数の大企業が一つの産業を支配する、そういうような状況が一般的になつてしまった。そうしてまた、そういう企業が横に今度は結びついて、三井グループとか三菱グループとかというふうな形で、産業全体にずつとわたつて、日本の国の経済の中に幾つかのプロックが大きな経済的な支配力というものを張りめぐらして、そうして、それがしかも、しばしば相談をしては価格の操作をやるというふうなことをやっておる。最近出ておる物不足、いわゆる買い占め、売り措し、物価のつり上げというふうな倒的な支配という条件がなければできないこととすわ。そこまで来ておる。それだけでなくて、この企業がまさに行政として、かなり権威をしまつて、第三セクターというふうな形で、一つの会社

に北海道庁とか苫小牧市とか、そういうものも株式投資する。それから何々不動産とか何とかというものも投資するというふうな形で、いわゆる官民一体、財界と行政と一体での株式会社をつくつて、それがいま苫小牧東地区のあの開発をやっていくわけでしょう。しかも、これは法に基づいて土地収用権まで持つわけですね。半ば公権的なものを持ちながら営利の追求をやる、というところまで来ておるわけでしょう。そういうものが、まさにもう国民の、一般の統御の及ばないような、政府としてもちよつと手のつけられないような巨大なものができてしまつて、それがあばれ回つておる。それが今日の物不足、物価つり上げというふうなことを起こした根源にあるわけでしょう。

そこで資本主義が發展してきたんだから、だから、過去のいままでの商法で間に合わぬから直せというなら、まさに私ども国民の立場からいえば、そういう大企業の経理というものを国民的に監査もし、内容を明らかにして、不正や横暴のなきないようにしていく。現在国会でも、そういう意味で、下のほうの値段は明らかにするけれども、もとの出し値のところでの原価が明らかにならぬから、メーカー出し値が適正なものであるか不当なものであるかということが捕捉できない状態になつておるわけでしょう。だから、原価を明らかにせいと、在庫を明らかにせいと、このことで、国会で証人も呼ばうということでも問題になつておる。そういう事態のもとの商法改正でしよう。だとしたら、そういうものを国民の立場に立つて押さえていく、規制していくという立場でこそ、商法の改正というものはやらねばならないのか。そうして、この大企業の機軸になつておる一般国民や中小の企業、零細な企業というふうなものを保護していくというふうな立場でこそやるのが現時点における商法改正の立場じゃないのか。それとも、いま企業がそこまで来たんだから、もう大きくなった企業が自由にやつていくために、古い商法の規定ではいろいろふち当たるところがあるから、これを大企業がもつと自由にふるまえるように法を改めると——私さきに言いましたけれども、企業の不法をさせないためにいつて企業に法を合わせるようなことをしたら、これは国民の利益に反するだろう。だから、この二つの立場があるわけですね、商法改正というもののついて。どういふ立場で改正するか、二つの立場があるわけですから、その場合、法務省としては一体どの立場でこの改正をやらうとしておいでになるのか、その立場をはつきりしてほしい。

○政府委員(川島一郎君) 非常にまあ大所からの御意見だと思つてございしますが、私考えまします。現在の企業のあり方、その他いろいろ問題が起つております。それに対して、二つの立場と言われましたが、それとは別な意味において私は二つの考え方を分けてみる必要があるかと思つておる。と申しますのは、企業に対して外部的に規制を加えていく。現在企業が大きくなりましていろいろな問題を起こしておる、それに対して集中とか寡占とか、そのほかいろいろな企業間の協定とか、そういうものに対して規制を加えるとか、企業のいろいろな個々の外部的に規制を加えていくという方向と、それから、それと異なりまして、商法のような、比較的行行政的な配慮というよりも、むしろ純粋に法人制度というものがどういふふうにあるべきかという点から考えていく、つまり企業内部の機構を整備していく、足らない点があればそこを補なっていく、それによつて企業の行動が適切に行なわれるようにすると、そういう二つの分け方があろうかと思ひます。そういう意味で、商法はこれは私法でございますので、むしろ政治的な観点を抜きにいたしまして、企業がみずからその行動をコントロールすることができるよう、そういう組織を考えていくという意味で、今度の監査制度の改正というものが考えられておるわけでございします。したがって、いろいろ行政的に企業のあり方に対する配慮がされておりますけれども、それと

今回の改正とは矛盾するものではなくて、むしろ結びつくことによって全体が適正に運営されるようになることを期待しておると、こういう考え方でございませう。

○春日正一君 私の間いたのは、つまり、どうにももう手のつけ切れないほど大きくなった大企業の横暴を規制するという、国民あるいは中小企業、そういう立場に立つのか、それとも、この大きくなった大企業がさらに自由なふるまえるように法を変えていくという立場に立つのかと、どっちで考えられるのかと、改正するとすればそれ以外に道はないだろうと、だからどっちの立場なのかというところをお聞きしたわけですよ。あなたはそれに対してお答えにならないで、外部から規制するという問題がある——もちろん、独禁法なりその他のいろいろな法によって規制するということはあるでしょう。あると。しかし、これは商法というもののだから、内部での、何というのですか、企業のあり方の問題としてそれを行っていくんだというふうなことを言われたんですけれども、その立場がはっきりしなければ内部のあり方もはっきりしないわけですね。つまり、経団連の意見とわれわれの意見とということになれば、はっきり違うんだから、経団連の意見をとるか、あるいは中小企業やそうした団体、消費者団体の意見をとるか。違うんですからね。だから、その立場をはっきりしなければならぬ。しかし、ここでもうあなたをそう言つて詰めてみて、なかなか答えにくい問題だろうと思ふんで、これは法案そのものの中身の質問の中で、どの立場なんだということをお聞きしたいと思ひます。

ただ、大臣に、そのところをひとつ政治的な判断としてお聞きしたいんですけれども、大臣は一体どうあるべきか、どっちの立場に立つべきか、その点をお聞きしたいと思ひます、政治判断として。

そこで問題は、いままでのような監査役、まるで雇い人のような監査役が、通り一べんの監査をして、株主総会で監査の結果異常ありませんでしたと言っただけで素通りさせていいのかという問題があると思ふのです。

そこで、今回の改正では、監査役は会計の監査のほか、業務も監査をして、違法や不適当な業務に対しては業務の訂正も命ぜられるし、それからまた、株主総会を招集する場合に監査役の監査結果というものをまず先に出して、その書類を株主総会招集の書類に添付して、監査役の意見というものを一般株主——株主もすいぶんいまでは大衆化してきておりますから、その大衆化された株主に報告をする。さらに会計監査人の監査、これは大体、会計士の人あるいは会計士の法人、これらに監査をしてもらう以外には専門家もありませんし、ほかに手はないと思ふのです。まあこれが最上であるとはいひ切れないかもしれませんが、いまの社会で考えれば会計監査人の専門家の監査というものは一番信頼のできるものだと思うのです。この監査結果も、株主総会招集のときには監査書類というものを同封して一般株主に前もって送らなければいかぬというふうな制度をつけておきますので、できるだけ監査役の監査及び会計監査人の監査を通して企業モラルというものをしっかりと徹底したいというのがわれわれの腹の底にある考え方でございませう。この制度ができれば、現状よりは必ず私はよくなると思ふのです。企業というものが公開化されて、したがって、そういう適正な公開化されたものが出てくれば、消費者の人たちもそれを見て批判をしたり、是正を求めたり、いろいろの根拠ができますから、いままでのように、ただ監査役が株主総会で、監査の結果異常ありませんでしたと言っただけで素通りされたんでは、これは困るんで、そういうことのないようにしようというのが今度の商法改正の基本でございませう。

○國務大臣(中村梅吉君) 春日先生の御指摘のとおり、ほんとうに企業というものがだんだん大型化してきておることは現実の事情でございませう。

すと、一応の案をつくつて、その案は商工会議所あるいは経団連、学者、各方面に配付しまして御意見を求めておるわけでございまして、経団連のそれに対する回答の書類では、できれば何とかこの制度を適用する法人というのは上場会社だけにしてくれろと、こういう注文であつたようです。

私もその書類を見ましたが、大体そういう書き方でございませう。しかし、上場会社でなくても大規模のものがあるわけですから、ですから、上場会社はもちろん、上場会社でなくても規模の大きいものは適用するというふうなことにし、それからまた、さりとてこのめんどろな会計監査人の制度をやなにかをすべての会社に適用したら、また中小会社というものは非常に繁雑で困るだろうということから、結局は、衆議院で審議の結果、資本金五億以上の上場会社というふうなことになるいたしましたわけで、まあ大規模、中規模の会社に対してはこの適用をされるわけでございませうから、いろいろ見方はあるかもしれませんが、私どもとしては、この改正によって、かなり企業モラルも向上し、また社会的にも貢献ができる、いままでの弊害も相当程度除去できるといふように考えております次第でございませうので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○春日正一君 私は端的に、どっちの立場に立つかという結論をお聞きしたかったんですけれども、そういうことでなくていろいろ述べられたんで、それはいまからまた具体的な問題について質問に入りたいと思ひます。

そこで最初に、いま話のあつた監査制度の問題なんですけれども、政府は、監査役に業務監査権が復活してくる、また取締役の違法行為差止め請求権が与えられたということで監査が強化された、これでよくなるだろうというふうには言われているんですけれども、この点に関しては衆参両院の法務委員会での審議でかなり質問が集中されておりますので、私はできるだけ重複しないようにして、ただ監査報告に関する規定についてお聞きしたいと思ひます。

まず、監査役は監査報告書をどこに提出するところになっていきますか。

○政府委員(川島一郎君) 監査役は、取締役の作成いたしました計算書類を監査いたしました監査報告書を作成し、これを取締役に提出することになっております。

○春日正一君 そうすると、取締役会に提出する。そこで、監査役が株主総会に報告しなければならぬというのはどういう場合ですか。

○政府委員(川島一郎君) ただいまの、監査報告書の関係でございませう。——監査役が作成いたしました監査報告書は取締役会に提出いたしますが、その決算の結果は株主総会に報告されることになるわけでございませう。そこで、株主総会の招集通知を株主にいたします際に、計算書類とともに監査役の監査報告書を株主に送付することになるわけでございませう。そして、株主総会が開かれますと、その席で監査役はそれについての意見を述べるといふことになっております。

○春日正一君 私の聞いたのは、それを聞いているのじゃないんですよ。つまり、監査役は監査報告を取締役会に出すということで、それを得て株主総会にそれが出されるわけだけれども、そのほかに、監査役が直接株主総会に意見を報告するという場合はどういふ場合かということをお聞きしたいと思ふ。

○政府委員(川島一郎君) 監査役は株主総会において、会計に関する書類を調査してその意見を報告することを要することに従来からなつておるわけでございませうが、今回の改正におきましてはその規定をやや詳しくいたしました。改正案の二百七十五条の規定でございませうが、監査役は取締役が株主総会に提出した計算書類及び書類を調査し、法令若しくは定款に違反し又ハ著しく不当ナル事項アリト認ムルトキハ株主総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス、というふうなことでございませう。

○春日正一君 だから、このところですね、問題は、つまり、まるでこの本末転倒といひますか、こういうふうなことに私感するんですよ。大体、

一つの団体というか、機関の民主主義的な運営の原則ということからいへばです。監査役は株主総会で選ばれるわけですから、監査役の報告は直接株主総会にしなければならぬ。自分を選んだ母体に対して報告するというのが、これは当然の義務になっているはず。これは一般民主団体の場合でも、大会で選ばれた役員、その機関というものは選ばれた大会に対して報告をする、そういう義務があることになっておる。だから、そういう意味でいへば、ほんとうに民主的に会社の運営をやらせようとするなら、監査役は株主総会で選ばれたわけですから、監査役の業務である監査報告書というものは株主総会にそのまま報告すべきだ。そして、取締役会に対しては、特に必要な場合、必要な事項ないし要請事項を報告するのが本来考えられる姿だと思ふんです。取締役会が出してきたものを監査役は監査して異常ありとかなしとかいう報告書をつくるわけですから、それをまた取締役会に戻していく、そしてそこでチェックされて報告されることになったら何の意味があるか。だから、そういう意味でいへば、監査役というものは独立性が欠けて、取締役に不当に従属せられる。つまり、せっかくそういう監査の機能を今度の改正でふやしたというふうに言っていますけれども、それがまたも遂行のできないような形、そういう形になっているんじゃないかということですね。本来の姿でいけば、監査報告書が取締役会でチェックされずに、株主総会で公開され、しかもこれを通じて監査内容が広く国民に公開されるということになってこそ、大企業の反社会的な行為というものもある程度チェックされるということになるんじゃないのか。ということになれば、なぜそうされないのか。こういう取締役会から出されたものを調べた結果を帳消しにするようなことになさったのか、その理由を説明していただきたい。

○政府委員(川島一郎君) いま先生の御質問を伺っておりますと、監査役が取締役に監査報告書

を提出する、そこで取締役がさらにチェックするというようなことをおっしゃったように伺ったわけですが、商法で考えておられますのは、監査役の監査報告書はそのままの形で株主総会に報告され、株主総会の招集通知にも添付されるということになっています。監査役の作成した監査報告書に取締役が手を加えて、そして株主に見せるというならば、これはおっしゃるとおり、非難が当たるとも思いますけれども、そうではございませんで、監査報告書を監査役がつくったそのまゝのものを株主に示すということになりますので、別に、取締役に提出したからといって、その内容が変わることにはならないわけでございます。取締役に提出いたしますのは、監査役が監査結果をまず取締役に知らせまして、取締役に反省の機会を与えるということが一つ。それからもう一つは、これを株主総会の招集通知書に添付いたします。この株主総会を招集するという手続は、これは事務手続でございますので、取締役のほうでとり行なうという職務の分担になっております。そういう関係もございまして、監査役の監査報告書を取締役に渡す、提出すると、こういうことにはしておるわけでございます。

○春日正一君 その点はいよいよやっことしいので、私はこの次にまた、もっとそのところは深めるといふことにして、次に移ります。

私が見れば、いま言ったように、取締役から出したものを取締役に返して反省の機会を与えるというふうな、そんなものは、反省の機会が総会にじかに報告した方がいいわけなんです、だから、そういう意味では、法律の上で、取締役にそれを提出して、それを取締役が総会に出すというふうな手続というものの中には問題があるというふうに思います。だから、取締役の不正とか、いろいろそういう問題があるいは業務監査とかいうような問題が出されて、そうしてそういうものが、チェックしかならぬとあな言われておるけれども、内部機構の問題としていろいろ問題になる、されるといふことは、これは当然予想もさ

れるので、その問題についてやはりそういうことを防いでいくような仕組みにしていくなければならぬ、だから、あとでもう少しこの問題については触れたいと思います。

そこで、その次の問題ですけれども、十二日に佐々木委員が、参事官室の試案に比べてこの改正法案は大きく変わっているという点を質問して、民事局長から、参事官室試案が削減された理由についていろいろ答弁がありました。私も前のほう半分くらいお聞きしたのですけれども、この問題について私は別の角度からお聞きしたいのです。いまここに私、参事官室試案に対する経団連から出された意見書というものを持っておりますけれども、この意見書によると、まさにこの監査役の独立性を保障するためのいろいろな措置というのが、すべて削除あるいは限定されるというような状態になっておるわけですね。これを読み上げてみますと、

第1 商法改正に関する法務省民事局参事官室試案について

- 1 監査役の業務監査
- ① 監査役が取締役に職務執行の監査(いわゆる業務監査)を行なう場合につき、業務監査の責任範囲を明確に法定し、原則として会社の業務執行が適法か否かにつき監査を行うものとすること。
- ② 監査役に対して、三か月ごとに営業の経過の概要報告をするよう取締役に義務づけているが、この項目を削除すること。
- ③ 監査役は取締役の解任を裁判所に請求できることになっているが、この項目を削除し、解任については株主総会の判断に委ねるものとすること。
- ④ 会社の整理開始の申立、特別清算開始の申立については、監査役はまず取締役又は清算人に申立を促すものとす。取締役又は清算人が申立をしない場合に限り、監査役も申立できるものとすること。

2 監査役の任期

監査役の任期は取締役と同一の任期にすること。

- 3 監査役を選任
- 監査役候補者の選定に当たり、取締役は監査役の意見を聴取しなければならぬ旨を規定するにとどめるものとす。監査役に次期の監査役候補者の指定権を与える旨の項目は、これを削除すること。
- 4 監査役の解任
- 監査役は自己の解任の議案について、株主総会で意見を述べることができるよう規定するにとどめること。
- 5 監査役の報酬
- 監査役の報酬は、現行法通り、取締役と同一枠を以て定款の規定又は総会の承認事項とすること。
- なお、監査役の報酬につき、取締役と別枠にして定款に定め、又は株主総会で承認するものとした場合には、報酬枠については、これを限度額にするものとすること。
- 6 監査費用
- 監査費用については、監査役は必要な額を請求できる旨を規定することにとどめること。

大体こういうように監査役の機能というものを、まあ手も足も縛ってしまうような、そういう意見書というものが経団連から出されておるわけですから、法務省のほうでもこういうものが出たということは十分承知だと思ふんですけれども、大体、こういうものは出たんでしょう。

○政府委員(川島一郎君) ただいまお読み上げになりましたのは、昭和四十三年に経団連が商法改正について要望した書面の一部であると考えます。お読み上げになりました点は、そのようなものでございます。

○春日正一君 そこで、今度の商法改正案の中では、この経団連の意見がほぼ全面的に受け入れられているのか、それとも、受け入れられない部分があるというなら、どこが受け入れられなかった

か、そのところを説明してはしませんが。

○政府委員(川島一郎君) まず最初に、この意見書がどういふ段階で出たかというのを申し上げたいと存じますが、民事局参事官室の試案というのは、先ほどお話しに出ました法制審議会の商法部会におきまして商法の改正案を検討中、この初期の段階におきましてまとまった意見を民事局参事官室の試案という形で公表して、各界の意見を求めたものでございます。それに対して経団連から提出のありました意見の一部がたまたまお読み上げになりました。その次第でございまして、こういった各界からの意見書というものを参考にいたしました。その後の審議が続けられた、こういうことになっております。したがって、これは経団連の意見書に限りませんが、各界からの意見といふものはかなり慎重に考慮しながら要綱案がつくられた、こういう経過になっております。

今回の改正案との関係で申しますと、どこが違ふかという、非常にこまかい問題になってまいりますが、まず第一の、監査役が業務執行を行なう場合に原則として適法でないかの監査を行なうものとする、これは、いわば監査の性質上当然であるということ、大体その趣旨で今回の法案もつくられていっていると思ひます。それから、三月廿二日に営業の経過報告をするという点は、この要望どおり今日の法案には削られております。それから、監査役が取締役の解任を裁判所に請求できるという点も、今日の案には載っておりません。こういった点につきましては、実情というものを考えながら、しかも、今回の監査制度の改善、強化の目的を達成するために、削除をしても障害にならないという限度ではなるべく要望をいれることを考えたわけでございます。それから、整理の申し立て、特別清算開始の申し立てを促すという点についての意見は、これはこの要望を採用しておりません。それから、任期の点は、この要望、意見と同一でございまして、それから、選任につきましては、若干法案のほうが広く規定

されております。それから、解任につきましても、自己の解任だけではなくて、監査役の選任、解任一般について意見が述べられるように法案ではなっております。それから、報酬は、この要望は現行どおり据え置くということでございまして、規定の上ではそのとおりいたしております。ただし、この点につきましては、別途、計算書類に関する法務省令を出すことにいたしてございまして、そこで監査役の報酬と取締役の報酬を区別して記載させる、このような取り扱いにいたしたいと考えております。監査費用につきましても、この要望では「必要な額を請求できる旨を規定することにとどめる」と書いてございまして、今回の改正案では特に何も触れておりません。

○春日正一君 だから、いまの御説明を聞いて、一つ一つ追っていきますと、監査役のいわゆる業務監査を行なう場合について、責任の範囲を明確に法定して、原則として会社の業務執行が適法でないかについて監査を行なうものとする、これはそのとおりなんですね。それから、三月廿二日の営業経過の報告は、これは削れたい、そのとおり削つておる。それから、「取締役の解任を裁判所に請求できることになっているが、この項目を削除し」云々と書いてある。これもそのとおり削つておる。それから、そのとおりいれなかったというのには、「会社の整理開始の申立、特別清算開始の申立について」云々と、この点が受け入れられていない。しかし、任期についても、三年というのを二年にしておる。あるいは選任についても、ほぼこの意見がいれられておる。それから報酬の問題についてもそうです。特に監査費用の問題について、監査される取締役会に費用を出してくれと請求するといふようなことになるわけですから、そこに矛盾があるわけですから、それすら削つてしまったといふことになる、金持たんで何の監査ができるか。巨大な商社や新日鉄みたいな大会社を、金持たんで何の監査ができるか。金の保証なしに何の監査ができるかという疑いが出てくるわけですね。

私の聞いておったところでは、経団連の意見がまあ一〇〇%入ったということにはなっていないけれども、しかし、まあ九〇%までは入つておる。そういう姿勢で、御承知のように、経団連といえど、大企業の集まりでしよう。中小企業の集まりではないんですよ。その大企業の頭部である経団連の意見が、この商法改正の一番大事なところに九〇%まで入れられてしまったといふようなこういう状況のもとで、どうして監査役が独立して、複雑な企業を監査し、そうして反社会的な行動をチェックするといふことができるのか。私はこれでは、先ほど来大臣も、監査役の機能を強化したい、こうすればまあよいよりはましだと言われるけれども、これでは結局実効はあがらないだろうと、非常にこれは疑問に思ひます。

そして、こういうことは、衆議院での委員会の参考人の北野氏は、監査役の独立性の保障、身分の保障といふことが、監査役がその与えられた任務を果たす上で絶対必要な条件だといふことを言われて、こういうふうに言つていますよ。「監査役は身分保障につきましても、改正案はほとんど配慮をしていないのであります。わずかに、監査役といふのは、株主総会において選任及び解任について意見を述べることができるといふことである」とか、あるいは監査役の選任決議につきましても、株主総会に出席を要する株主の有すべき株式の数は、発行済み株式の総数の三分の一未満に下すことはできない、こういった規定があるにとどまるのであります。十分な身分保障のない者にいかに権限を付与したとしてもあまり意味はないと考えるのであります。改正案は、はたして粉飾決算等の防止をまじめに考えておるのか、私には疑問に思われるのであります。「こういうふうな言つて、ずつという述べて、「いかに権限を与えましても、身分保障のない人に対して、そのような権限は総にかいたまになる危険性がある」のであります。特に監査役の解任につきましても、私は少なくとも裁判所の関与するところにすべきであると考えるのであります。すなわち、監査

役の身分保障をはかるために、裁判所の承認がなければ監査役の解任はできないといふところまで徹底すべきではないか、このように考えるのであります。そして、取締役会に対抗し得るだけの監査役会を設けまして、そのもとに会計専門家を含む監査の事務機構を常設いたしまして、そのことを法においてコントロールする、こういうことが必要なのではないかと考えるのであります。大企業の監査といふものは、そのような常設の監査事務機構によつて常時行なわれなければならないだけの社会的な、公的な理由があると考えるのであります。そういった観点に立つて考えますと、今回の改正案に対しては多くの不満を感じるのであります。「こういうふうな言つております。

そこで、北野氏の、監査役の独立、身分保障に抜本的な改革を提案して、現在の大企業の横暴はますますエスカレートの一途をたどつていりますから、これを統制するにはいろいろな措置があるけれども、少なくとも大企業内の監査機構の問題としては、北野氏が言われるような仕組みにするだけの社会的な公的な理由があるといふことだと思ひます。私はこれは非常に傾聴すべき意見だといふふうに思ひますけれども、こういう意見に対して、法務省としては、どういふふうな受けとめておいでになるのか、その点を聞かしていただきます。

○政府委員(川島一郎君) ただいま、北野参考人の言われたことをお読み上げになつたわけでございまして、そういう考え方も十分傾聴に値するものがあると思ひます。ただ、今回の改正は、やはり現実にある株式会社、こういうものを踏まえて一歩一歩改善をはかつていく。急激に改善をはかりますと、やはり混乱を生ずるといふようなおそれもございまして、そういう点も配慮しながら、新しくつくるのではなくして、現在あるものを改善していくといふことになりまして、いきなり一つの理想案をもつて臨むといふわけにはなかなかまいらないわけでございまして、そういう意味で、今回の改正は漸進的、まだ十分でない

という点があることはこれは認めざるを得ないかもしれませんけれども、しかしながら、これは監査制度だけを改正するという場合にはどうしても限度のあることではないかと、現在株式会社というものは非常にたくさんございまして、その株式会社のいろいろな態様に応じて、運営のしかたも違つてきております。そういう実情を考えながら、しかも、ほかにあります取締役会とか株主総会とか、そういう機関との関係を考えながら改正していかないと、運用がうまくいかなくなるという面もございまして、今回の改正案は現状としてはかなり進歩的なものを持つておる、相当な充実強化になるということが言えようかと思ひます。

先ほど経団連の意見を九〇%聞いていたのではないかとお話をございしましたが、この経団連の意見の中には、当然そうあるべきものだというような点もございまして、たとえば、適法でないかについて監査を行なうということは、これは監査の性質から申しまして当然のことではないかと、いわば言わすもがななことであらうというふうに思ふわけでありませう。

それから三カ月ごとに営業の経過の概要報告をすることを取締役役に義務づけると、この規定を削除したのはどうかという御意見でございしますが、もともと監査役は何かでも取締役に対して業務報告を求めることができるとございまして、この三カ月ごとの定期報告義務というものを規定しなくても、実際の運用には全然差しつかえないということが言えるわけにございします。法的に申し上げますとそういう理由もあるわけにございまして、われわれといたしましては、今回の改正案は、現在の実情を踏まえての改正という意味ではかなり大きな改善効果を期待できるといふふうに判断をいたしておる次第でございします。

○春日正一君 まあいまあなたはいろいろ弁解をされましたけれども、一番最初に私聞いたときに、大臣も、あなたのほうからも、今度の商法改正の

一番の根本というか、一番の目玉は、監査制度を強化して、そして会社の不正とかそういうことがないようにするんだということを強調されたわけでしょう。私一番先の質問で、国民の立場に立つのか、大企業に立つて法を合はせるのか、どっちの立場に立つかということを出したけれども、これがこころではっきり出ていたわけでしょう。いまあなたは、そういう問題についてはいまだあるがままの会社の状態というものを前提にしてやらなきゃならぬから、急激なことはできぬというふうな言われた。しかし問題は、いままさに国民が腹を立て、そして疑惑を持つて見ておるのには、ほんとうに一握りの大企業の悪徳行為ですわ。どうされたつてしようがないんだから——たとえば私はある中ぐらいいな、一億二千万ぐらいな資本金の建設会社の社長に聞いてみましたけれども、とにかく仕事を請け負つても丸棒がこない、それで何とかと言つていけば、もう一週間ごとに値が上げられるというんですね。そういうことをやられる。そういうふうなことが至るところでやられてゐるわけなんですわ。大企業はそれでうんともうけてゐるんだから、こういうものを押えてくれというのが国民の願いだし、こころまでもういゆる資本主義の自由競争の原則を踏みはずすところまで大きな企業の横暴というものを押えるということではなれば、いま国民の生活も栄業も守れないというところになっておる。それがいま国会で議論になつてゐるわけでしょう。この問題が起つたのは昭和三十九年ですから、だからもう十年の経過がありますわ。その十年の経過の中で、最初に提起された粉飾決算という問題をさらに越えて、もっと大きな社会的な問題ということに大企業のマナーがなつてゐるわけですね。それをどうするかということ、しかもその当時の意見としていわれる参事官室でおつくりになつたものさえずたすに切りさかれてしまつて、経団連の言いなりになつたとすれば、これは大企業が出してきいた意見がそのまま入つたわけですから、大企業の

ための改正だと言われても、これは一言の弁解もないと思ひますよ。それでしよう。経団連というのは大企業の団体なんだから、その団体の出した意見が、肝心なところ九〇%まで入つてしまつたということになれば、この一番目玉である監査制度そのものが大企業の意見によつてきめられたんだと。大企業は自分をしるようなことはしませんからね。だから、こういうものでほんとうに効果があるのかというところは疑わしい。

(委員長退席、理事佐々木静子君着席)

しかも、始まつてからすでに十年の経過がたつておる。そして、いまはもうもっと高い段階で大企業の横暴を規制しろということが国民の世論になつておるわけですから、だから、私は、その世論に聞いて練り直したらどうなんだと、メンツにこだわらずに国民の世論に聞いて練り直す、それが国民の負託にこたへる政府の立場じゃないだろうか、と、そう思ふんですけれども、あなたはあくまでこれでもいいんだ、やりなすと言ふのかどうか。○政府委員(川島一郎君) 今回の改正の主眼が監査制度の改善強化にある、これは先ほど申し上げたとおりでございします。その骨子となりますのは二つあるわけにございします。

一つは、現在、監査役が会計監査しか行なつていない、これを業務監査を行なえるようにしようというのが一つです。それからもう一つは、資本金五億以上の大会社については、専門の会計監査人に会社の決算の検査をさせると、こういう制度を導入するということにございします。

そこで、そのまず第一の、監査役の監査範囲を広げるといふ点でございしますが、これは、会社の業務全般に及ぶわけにございまして、その意味で、会社がその行動を正す上において非常に効果があることだといふふうに考えております。その改正にあたりまして、監査役の地位を強化するという問題が当然起つてまいります。御指摘のとおりです。ところが、御承知のように、現在の実情から申しますと、監査役と取締役と比べてみますと、監査役のほうが一般に地位が低い、取締役よりは

一段下だといふふうに世間でも見られておりますし、実際の人事の運用におきまして、そのようにされておる場合が多いと思ひます。そこで、制度の面におきまして、少なくともその監査役は取締役と同等の地位に立たなければならぬということをお考えなわけにございまして、その点は、今回の法案におきましても貫いてゐるつもりでございします。監査役が地位がそれだけ向上してゐると、取締役と同等の立場に立つて業務監査を行なうと、これによつて所期の目的を達成しようとしてゐるわけにございします。

それから、大企業の言い分を聞いて案がだんだん変わつてきたのではないかとのお話でございしますが、これは、審議過程におきまして案がいろいろと変わつてくるということは、やむを得ないこととございします。その場合に、大企業の言い分だけを聞いたのではないかと御疑問があらうかと思ひますが、そうではございしませんで、今回提出いたしました法案におきましては、当初とかなり考え方を修正した点がございします。その大きな点は、一つは、中小企業に関する問題でありまして、中小企業の場合には、監査役の権限を拡大いたしますと中小企業の運営に支障を生ずるといふようなところから、監査役の監査権限はそのままにしておいてほしいという要望がありました。これは立案の段階においてそのとおりにしたわけにございします。

それからもう一つの、専門家の監査を受けさせるという点でございしますが、会計監査人の問題でありまして、この点につきましては、これは大企業としての経団連といつてもかなり負担になる問題でありまして、経団連といつてもかなり困窮したといふのが実情であらうと思ひます。当然そうあるべきだといふ御意見もありましたけれども、自分の会社はそういうことをされてしまつては困るといふ意見もかなりあつたわけにございまして、経団連が法務省に提出いたしました要望書の中にも、会計監査人の監査を受ける会社の範囲をもつと限定してくれといふ意見がかなり強く出されて

おったわけですが、この点は、今回の改正の趣旨から絶対に譲ることができないということとで取り上げなかつたわけですが、そのように、立案の過程におきましていろいろな意見を参考といたしまして、そして所期の目的が十分達成できるように、しかもあまり現状との摩擦が起きないように、全般的な問題として検討した上で今回の法律案になったと、こういう事情でございまして、御了解をいただきたいと思ひます。

○春日正一君 その説明は、あなたのほうの説明だけれども、もちろん日本には零細企業、株式会社という名前になつてゐるけれども、実際は家族会社みたいな、非常に零細な会社もあるし、中規模な会社もあるし、超大型の会社もあるという状態ですから、

〔理事佐々木静子君退席、委員長着席〕

同じ会計監査のやり方なり何なりにしても、あるいはそこに置くべき役員なり監査人なりの問題にしても、一律にこれを全部やれというわけにはいかぬのはこれはあたりまえだし、それを区別する、そのことは必要なことだと思ひます。しかし、特に大企業に対して、特別法では、五億円以上のものには監査人を置けと、こういうふうになつてゐる。それと同じように、そういう特別な大企業に対して監査役というものをと地位を強化する。これ、さっきのあれ読んでみましても、監査役が業務監査できるというけれども、適法か違法かだけを監査するというのでは、これ、買い占めやつたつて、これは当然商人として、値上がりがありそうだとしたら、品物を買ひ込んで仕入れておいて高くなつたら売つてもうけるのが、これは商人の道じゃないかと言われればそれまでですからね。違法じゃないんですから、これは。だから、そういう意味では、適法かどうかを見るだけというだけでは事足りないし、業務全体について監査もし、反社会的なものがあるなら、これを株主総会に出し、世間にも出して、矯正していくというような任務が果たされなければ監査役にならない。ところが、その監査役が、

任命にしても、株主総会で同意を得て選ぶとなつてゐるし、やめさせるにしても過半数の監査役の同意を得て取締役がやめさせるというふうなことになる。身分は非常に不安定、しかも監査に要する資金というものの保証というものは法的には何にもないわけですね。ただ、会社というか、取締役会というか、そういうものとの話し合いの中で、それじゃ幾らくらい出そうかというふうなことになる。だから、あれほど、一つの国家と言われるくらい大きな組織ですからね、いまの財閥組織というものは、あとでまたこの問題、子会社の監査の問題で、私、触れようと思ひますけれども、一つの国家といわれるくらい大きな組織体ですから、こういうものを五人や八人の監査役がちょっと調べようなんて言つたつて、とても群盲が象をなでるといふような域しか出ないのにきまつてゐる。ほんとうに監査させようとするれば、先ほどの北野氏の意見のように、取締役会と対等に監査役会を設けて、それに必要なスタッフを置いて監査をさせるというふうな仕組みにしなければ、ほんとうにこのマンモスみたいなものは、十分な監査もし、取り締まるということもできないんじゃないかとやつておる。そのことを私はどうなんだと言つておるんですが、ところがあなたのほうは、急に変えちやまずいと言つてゐるけれども、いまある企業がもうそこまでできてしまつて、これだけ弊害が出ておるんだから、だからせめてそこぐらゐは内部機構として装置しておきまさんと、この反社会的行為が暴走するということをとどめ得ないんじゃないかと、そこまできておる現状であなたはどうか考えるのかと。あなたは役人としていろいろ努力してこられてこれだけまとめた。それは全然いじらぬよりはましだろうというところなんだろうと思ひけれども、いじらぬ、いじらぬよりはましだろうというくらいなら、これだけ議論される法律だつたら、いじらぬで置いたほうがいいくらいなもので、むしろ、いじるなら、特に監査が必要だ、反社会的行為を抑えるために必要だと言ふなら、まさにこ

このところをほんとうに強化して、こういう内部装置を置いたから暴走はチェックできるんだというところにならなかならぬのじゃないかと、ぼくはそこを言つてゐるんですわ。ぼくの言ふ気持ちわかりますかどうか。わかりますか。いいですか。どうする、こうすると言わなくても、どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 御質問、お話の御趣旨はよくわかります。

そこでちょっと、いまお話しになりました点に關連して申し上げたいと思ひますが、企業が反社会的な行為をしたと、これ、監査できるかという問題でございまして……

○春日正一君 チェックできるかということ、そこへ走るのを。

○政府委員(川島一郎君) チェックできるかという問題でございまして。ある会社が、反社会的な行為をすることによつて利益を得る場合もございまして。形式的には、それは商人の行為としてまあ当然だと思ひましたけれども、実質的には、社会的な非難を生ずるというふうな場合には、そういう行為をたして取締役がやつてゐるものかどうかという問題が出てまいります。取締役は会社から委任を受けて会社の事務を処理するわけにございまして、会社に対して、商法に規定がございまして、忠実義務を負つておるわけにございまして、会社の名声を落とすような反社会的な行為をするというところは、すなわち取締役がその会社に対する忠実義務を完全に履行してゐないというところになるわけにございまして、これは監査役として当然監査しなければならぬ事柄である、したがつて、それを事前に察知いたしまし

要るだろうと、それは仰せのとおりでございまして。現在でも、監査役にある程度の費用を与える、あるいは下部の機構をつけたというふうなことをいたしてあります。しかしながら、今度監査役の権限が拡大いたしまして仕事が増えたと、こうなりますと、当然いままでも以上の事務の費用も必要でございまして、それから下部の機構も必要となつてくると、このように考えております。それは法律で幾らの金をやれというふうなことは書いてございませぬけれども、監査役がその事務を処理するために必要な費用というものは、これは民法の規定によつて会社に前払いを請求して、その支払いを受けることができることになつておりますので、そういうことによつて一応道は開いてゐるわけにございまして。

問題は、その監査役がその職務を十分に果たし得るやうな、そういううりつぱな人材が得られるかどうかということにもかかつてゐるわけにございまして、こういった点につきましては、今後経済界におきましてこの法律の趣旨を体した運用をしていただきたいと、このように考えておるわけにございまして。

○春日正一君 あのね、あなたは、企業が反社会的な行為をすれば指弾を受けるから一時の利益は受けても損害になるし、また、そういうことについては監査役が告発するか、そういうこともできるやうになつてゐるんだというふうな言われましかれども、しかし、実際に去年の十月からことしの一月へかけてのあの買い占め売り惜しみ、石油便乗のつり上げというやうなものは、あれは至るところでみんなやつてゐる。それじゃあれ、取締役会で重役が監査役から指弾されてどうしたという話、私ちつとも聞かぬ。新聞で見たこともない。それでしよう。ああいうことがやられる。ああいうものをチェックできるやうな内部機構を企業体の中になつて——それは頭をぶつけば、ああいうことになつて——それは頭をぶつけば、この間のゼネラル石油みたいに、国会で摘発されて社会的な指弾を受けて、そして社長は辞任しなかな

このところをほんとうに強化して、こういう内部装置を置いたから暴走はチェックできるんだというところにならなかならぬのじゃないかと、ぼくはそこを言つてゐるんですわ。ぼくの言ふ気持ちわかりますかどうか。わかりますか。いいですか。どうする、こうすると言わなくても、どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 御質問、お話の御趣旨はよくわかります。

そこでちょっと、いまお話しになりました点に關連して申し上げたいと思ひますが、企業が反社会的な行為をしたと、これ、監査できるかという問題でございまして……

○春日正一君 チェックできるかということ、そこへ走るのを。

○政府委員(川島一郎君) チェックできるかという問題でございまして。ある会社が、反社会的な行為をすることによつて利益を得る場合もございまして。形式的には、それは商人の行為としてまあ当然だと思ひましたけれども、実質的には、社会的な非難を生ずるというふうな場合には、そういう行為をたして取締役がやつてゐるものかどうかという問題が出てまいります。取締役は会社から委任を受けて会社の事務を処理するわけにございまして、会社に対して、商法に規定がございまして、忠実義務を負つておるわけにございまして、会社の名声を落とすような反社会的な行為をするというところは、すなわち取締役がその会社に対する忠実義務を完全に履行してゐないというところになるわけにございまして、これは監査役として当然監査しなければならぬ事柄である、したがつて、それを事前に察知いたしまし

要るだろうと、それは仰せのとおりでございまして。現在でも、監査役にある程度の費用を与える、あるいは下部の機構をつけたというふうなことをいたしてあります。しかしながら、今度監査役の権限が拡大いたしまして仕事が増えたと、こうなりますと、当然いままでも以上の事務の費用も必要でございまして、それから下部の機構も必要となつてくると、このように考えております。それは法律で幾らの金をやれというふうなことは書いてございませぬけれども、監査役がその事務を処理するために必要な費用というものは、これは民法の規定によつて会社に前払いを請求して、その支払いを受けることができることになつておりますので、そういうことによつて一応道は開いてゐるわけにございまして。

問題は、その監査役がその職務を十分に果たし得るやうな、そういううりつぱな人材が得られるかどうかということにもかかつてゐるわけにございまして、こういった点につきましては、今後経済界におきましてこの法律の趣旨を体した運用をしていただきたいと、このように考えておるわけにございまして。

○春日正一君 あのね、あなたは、企業が反社会的な行為をすれば指弾を受けるから一時の利益は受けても損害になるし、また、そういうことについては監査役が告発するか、そういうこともできるやうになつてゐるんだというふうな言われましかれども、しかし、実際に去年の十月からことしの一月へかけてのあの買い占め売り惜しみ、石油便乗のつり上げというやうなものは、あれは至るところでみんなやつてゐる。それじゃあれ、取締役会で重役が監査役から指弾されてどうしたという話、私ちつとも聞かぬ。新聞で見たこともない。それでしよう。ああいうことがやられる。ああいうものをチェックできるやうな内部機構を企業体の中になつて——それは頭をぶつけば、ああいうことになつて——それは頭をぶつけば、この間のゼネラル石油みたいに、国会で摘発されて社会的な指弾を受けて、そして社長は辞任しなかな

要るだろうと、それは仰せのとおりでございまして。現在でも、監査役にある程度の費用を与える、あるいは下部の機構をつけたというふうなことをいたしてあります。しかしながら、今度監査役の権限が拡大いたしまして仕事が増えたと、こうなりますと、当然いままでも以上の事務の費用も必要でございまして、それから下部の機構も必要となつてくると、このように考えております。それは法律で幾らの金をやれというふうなことは書いてございませぬけれども、監査役がその事務を処理するために必要な費用というものは、これは民法の規定によつて会社に前払いを請求して、その支払いを受けることができることになつておりますので、そういうことによつて一応道は開いてゐるわけにございまして。

問題は、その監査役がその職務を十分に果たし得るやうな、そういううりつぱな人材が得られるかどうかということにもかかつてゐるわけにございまして、こういった点につきましては、今後経済界におきましてこの法律の趣旨を体した運用をしていただきたいと、このように考えておるわけにございまして。

○春日正一君 あのね、あなたは、企業が反社会的な行為をすれば指弾を受けるから一時の利益は受けても損害になるし、また、そういうことについては監査役が告発するか、そういうこともできるやうになつてゐるんだというふうな言われましかれども、しかし、実際に去年の十月からことしの一月へかけてのあの買い占め売り惜しみ、石油便乗のつり上げというやうなものは、あれは至るところでみんなやつてゐる。それじゃあれ、取締役会で重役が監査役から指弾されてどうしたという話、私ちつとも聞かぬ。新聞で見たこともない。それでしよう。ああいうことがやられる。ああいうものをチェックできるやうな内部機構を企業体の中になつて——それは頭をぶつけば、ああいうことになつて——それは頭をぶつけば、この間のゼネラル石油みたいに、国会で摘発されて社会的な指弾を受けて、そして社長は辞任しなかな

らぬような事態もたまさか起りますけれども、そんなことはよほどの例外だということなんです。だから、内部的な仕組みとしてのこの監査役というふうなものをなにする必要があるだろうと。

それから、人の問題だと言われますけれども、これは金子参考人も言っていましたね。いや、そういうことで人が得られるかどうかということが問題なんです。それを言っていましたけれども、監査役というのはいままで大体冷やめし扱いになっておった。それを、ほんとうに取締役会を相手にして会社の運命をになうような立場に高めようとするれば、やはり待遇においても、権限においても、あるいはその権限を執行するための資金においても、制度的にちゃんと保障してあげなければ、これは、あなた監査役になつてくれと、へえ、なりましようと言つてみたつて何にもできないから、結局腕のある人はそこへいかないで、どうでもいいのがそこへ置かれるということになつていくわけですから、その現状を人の問題ですと言つて自然に人が出てくるわけじゃないし、日本の資本主義の今日までの発展の中で人が育たなかつたわけじゃない。その監査役というポストに人が育たぬということは、育つ土壤になつていないから育たないんだから、その育てる条件はどうなんだということ、先ほどの北野氏の意見なんかも私引用しながら、こういうような点についてどうなんだと。まあそれも一理あるけれどもと言つていまのこの法案にあんたは固執されている。そうすると、あなたの立場というのは、それはそれとして、これがいまは一番いいんだということになつちまうわけですね。だから、それではぐあい悪いんじゃないかと。法律として出してはきても、これだけ議論されて矛盾というものが出てくるということになれば、そこで考え直してもう少し練り直してみろということでないか、国会、何のために議論しているか意味ないもの。私から一生懸命になって汗かいて質問しているのに、あなたのほうは、もうできたものだから変えませ

んと、これじゃ、速記録をつくるために議論しているようなことになつちやう。そこらは考えてもらわなきゃ困ると思つてます。どうですか。

○政府委員(川島一郎君) 監査役が取締役の行動を制約しようとした事例を聞かないと仰せられましたが、私も聞いておりません。しかしながら、現在の監査役は会計監査しか行なっていないわけでごさいます。業務監査を行なう権限がない以上、会社のいろいろな取引内容その他の行動につきまして口を差しはさむ余地が現在はないわけでごさいます。ですから、そういうことができるようになつていふのが今回の改正の一つの眼目でございますから、この改正がなされて通正な運用がなされれば、そういう事例が必ず出てくるものというふうな考えております。

○春日正一君 どうですか、四時になつて、あとまだ私こんな質問があるんですが、このくらいできようはあれしつてますか。

○後藤義隆君 ちよつと関連して、ただ一問だけですがお聞きしますが、実は経団連の意見書が出たということ、先ほどあなたから内容についていろいろなあれがあった。私は、実はそれを見ておらないから詳細なことはわからないけれども、その意見をそのまま今度の改正法案の中に取り入れてあるというわけではないのじゃないか、こういうふうなふうに考えるわけです。そこで、今度の経団連の意見の中には、多少違ふと思ひますが、これは、こういうふうな条文があると思ひますが、今度の改正案の二百七十五条については、二百七十五条ちよつと見てください。これは経団連の意見と必ずしも一致しておらないのじゃないか、それよりこの改正案のほうが強化しておるのではないか、こういうふうなふうに考える。

それから二百七十五条ノ二ですね。これもやはり経団連の先ほどのその意見とはまた非常に違つて、それよりももっとこれは強化しているのではないか、このようなふうに考えるが、その点は経団連の意見そのままか、あるいはそうでなしに、もっとこういうような点が強化しているの

だというふうなふうにあるのか、その点を伺いたい。

それからもう一つは、取締役にもし不適當な行為があつたときに、株主総会に報告せずに、直ちに裁判所のほうにその解任の請求をすべきではないかというふうな意見を持つておる人もあると思ひます。しかしながら、私はやはり裁判所というふうな官僚に直ちに取締役を解任しようというふうな意見を監査役から出すことは適當ではなくて、やはりそれは株主総会にそれを報告して、株主総会のほうで、それは取締役がそのままやはり存続すべきものだとかあるいは解任すべきものかどうかというのは株主総会で決定すべきものであつて、裁判所がそういうものを決定すべきものではない、官僚の裁判所がすべきものでないという意見を持つておるが、それに対して法務省のほうではどういふような考えを持つておりますか。

○政府委員(川島一郎君) 最初の御質問の点でございしますが、二百七十五条あるいは二百七十五条ノ二、この辺についての経団連の意見というものは、ちよつとこれは長文でございまして、ざつと見ましたところ見当たらないわけでごさいますので、あるいはよくあとで調べてみたいと思ひますが、ちよつと正確にお答えをいたしかねます。

それから解任の件でございしますが、これは株式会社という一つの団体でございしますので、当然株主総会の意向を尊重するというのが第一でなければいけないと存じます。裁判所に解任を求めるといふのは、非常に特殊な場合、たとえば解散になつた後の清算人に適當でない行為があるとか、そういうような場合には考えられると思ひますけれども、正常に運営がなされている限りは、やはり株主総会で決定するというのが妥當であらう、このように考えます。

○委員長(原田立君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十九分散会

昭和四十九年二月二十七日印刷

昭和四十九年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局